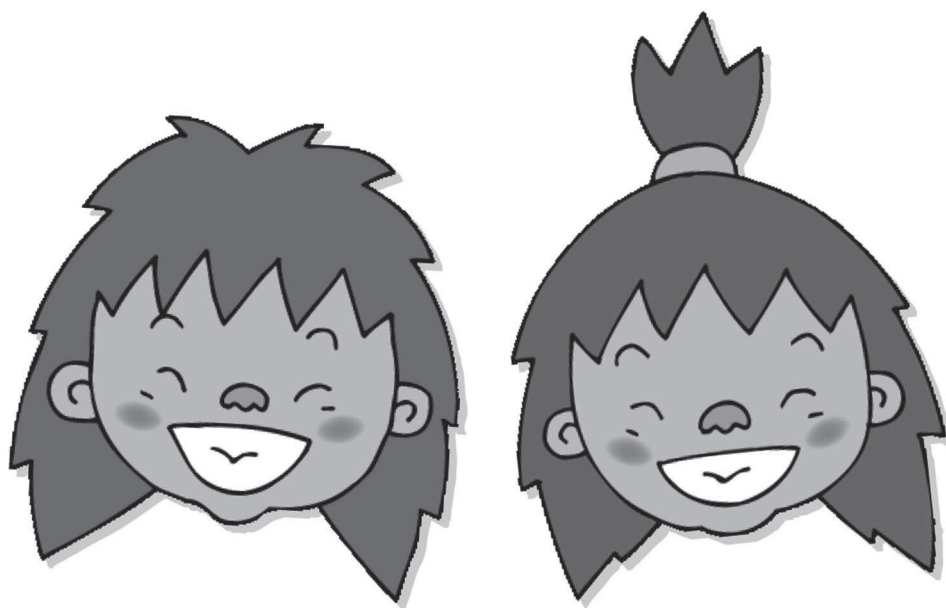


第二期播磨町 子ども・子育て支援事業計画

～子どもが健やかに育ち みんなで支える子育てはりま～



令和2年(2020年)3月

播磨町

はじめに

子どもも親も笑顔あふれるまちづくりをめざして

急速な少子化や高齢化の進行は、労働力人口の低下や社会保障負担の増加、地域社会の希薄化など、社会情勢に大きな影響をもたらしています。また、核家族化の進行や児童虐待の増加、経済的に困難な状況にある世帯の子どもへの貧困の連鎖など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。



このような社会情勢の変化の中、国では、平成24年(2012年)8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年(2015年)4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

子ども・子育て支援新制度では、“子どもの最善の利益”を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

播磨町においても、平成27年(2015年)3月に「播磨町子ども・子育て支援事業計画(第一期)」を策定し、子ども・子育て支援に取り組んできたところです。このたび計画の見直しと「第二期計画」の策定の時期となり、引き続き「子どもも親も笑顔あふれるまちづくり ～子どもが健やかに育ち みんなで支える子育てはりま～」の実現に向けて子育て環境の充実に取り組んでまいります。播磨町の未来を担う子どもたちが、周囲に温かく見守られ、大切に生まれ、そして健やかに成長することができるよう、また親が笑顔で自信を持って子育てができるような環境づくりを、住民の皆様とともに進めてまいりたいと考えておりますので、ご家庭や地域、学校、各種関係団体等の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等へのご協力ならびに貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様、取りまとめにご尽力いただきました播磨町子ども・子育て会議の委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和2年(2020年)3月

播磨町長

清水いづ子

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
5. 計画の策定体制.....	3
第2章 播磨町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況.....	4
1. 人口・世帯の状況.....	4
2. 少子化の状況.....	10
3. 就労状況	14
4. 将来推計人口.....	17
5. 子ども・子育てに関するアンケート調査結果.....	19
6. 播磨町における現状と課題.....	28
第3章 前期計画の評価.....	30
第4章 計画の基本的な考え方.....	37
1. 基本理念	37
2. 基本目標	37
3. 施策の体系	38
第5章 施策の展開.....	39
基本目標1 ゆとりある子育てを実現する.....	39
基本目標2 未来を担う世代を育てる.....	55
基本目標3 子どもと母親の健康を守る.....	62
基本目標4 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる.....	71
基本目標5 仕事と子育ての両立を推進する.....	77
基本目標6 援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する.....	79
第6章 目標事業量と確保方策.....	83
1. 教育・保育提供区域の設定.....	83
2. 幼児期の教育・保育の見込量と確保方策.....	83
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....	86
第7章 計画の推進に向けて.....	91
1. 庁内推進体制の充実.....	91
2. 地域・関係機関との連携.....	91
3. 計画の広報と情報提供.....	91
4. 計画の進行管理.....	91
資料編	92
1. 計画策定の過程.....	92
2. 播磨町子ども・子育て会議条例.....	93
3. 播磨町子ども・子育て会議委員名簿.....	95
4. 用語集	97

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進行しています。国は少子化社会対策大綱を定め、少子化対策を強力に推進してきましたが、依然として少子化に歯止めはかかっていません。さらに、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに関して孤立や負担を感じる家庭も増加しています。また、女性の社会進出や共働き世帯も近年著しく増加している等、わが国の子どもや子育て家庭を取り巻く状況は変化し、絶えず新たな課題を抱えています。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、平成27年度（2015年度）から子ども・子育て支援新制度が始まり、市町村では子ども・子育て支援事業計画を策定することとなりました。播磨町においても、「子どもも親も笑顔あふれるまちづくり～子どもが健やかに育ち みんなで支える子育てはりま～」を基本理念とした「播磨町子ども・子育て支援事業計画（第一期）」を策定し、播磨町に暮らす人々が安心してこのまちで子どもを生き育て、住み続けられるまちづくりに取り組んできたところです。

この間に国は、少子高齢化の問題に真正面から取り組むものとして「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、その中で「女性の活躍」と「子育て環境の整備」を大きな柱として掲げる等、子育て支援の強化に力を入れています。その一環として、令和元年（2019年）10月から幼児期の教育・保育の無償化が開始されましたが、これにより、ますます保育のニーズが高まることが予想される中、さらなる受け皿、保育人材、保育の質の確保が求められます。また、近年多発している児童虐待の防止対策や社会的養護といった子どもの権利を守る取り組みの充実も必要となっています。

播磨町では、上記の点を考慮し、子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。地域社会のあらゆる分野におけるすべての人々が協働して子育て家庭を支え合い、次代の親となる子どもが健やかに成長することを目指して、「第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 法令の根拠

この計画は、子ども・子育て支援法（第61条）の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられるものです。また、次世代育成支援対策推進法（第8条）の規定に基づく「市町村行動計画」の内容を包含しています。

(2) 他計画との関係

この計画は、町のまちづくりの総合的な指針である「播磨町総合計画」を上位計画として、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

また、この計画は、「播磨町障害児福祉計画」などの子育て支援に関する事項を定める諸計画との整合性を図って策定しました。

3. 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間の計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や町の状況の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)	令和 12年度 (2030年度)
← 第5次播磨町総合計画 →										
← 第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画 →					(仮) 第三期播磨町子ども・子育て支援事業計画					

4. 計画の対象

この計画は、播磨町に住むすべての子どもとその家庭、妊娠・出産期にあたる家庭を対象としています。

5. 計画の策定体制

(1) 播磨町子ども・子育て会議

学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関など子育て当事者で組織する「播磨町子ども・子育て会議」を開催し、就学前の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策、今後必要とする施策についての検討・審議を行い、その答申を計画の策定に反映しました。

(2) アンケート調査

地域の子どもや家庭の実情、子育て支援に関するニーズに応じた子育て支援施策を検討するため、播磨町に住むすべての就学前児童及び播磨町の公立小学校に通うすべての児童の保護者を対象に、「播磨町子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

	就学前児童の保護者	小学生の保護者
調査対象	2,091名	2,062名
	ただし、お子さんが複数おられる保護者の方には、複数の調査票を送付	
調査方法	郵送配布、郵送回収	各学級にて配布、回収
調査期間	平成31年(2019年)1月11日(金)～1月25日(金)	
有効回収数	1,270件	1,417件
有効回答率	60.7%	68.7%

(3) パブリックコメント

計画案について住民から広く意見を心得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

第2章 播磨町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

播磨町の総人口は、平成31年(2019年)4月1日現在で、34,609人となっています。

総人口は平成26年(2014年)から減少が続いていましたが、平成31年(2019年)は増加に転じています。

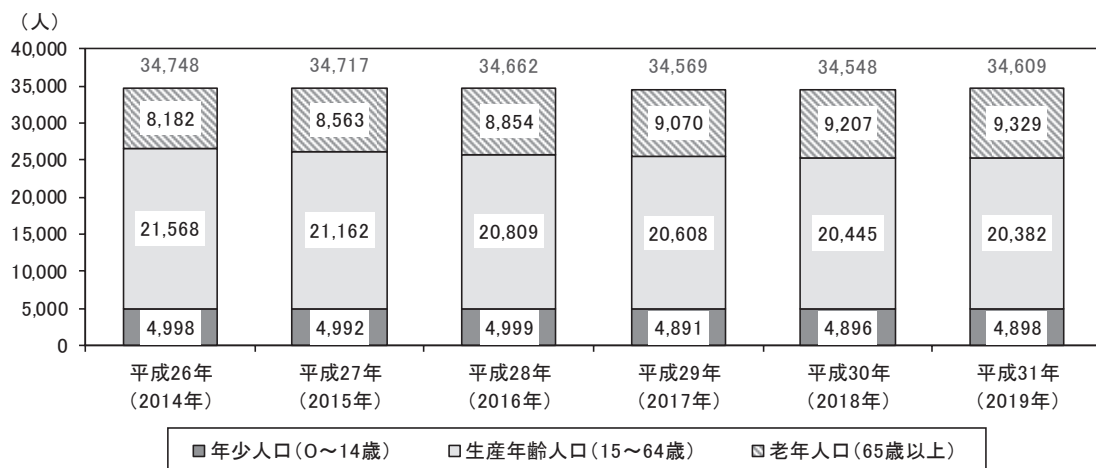
平成26年(2014年)から平成31年(2019年)までの人口の内訳の変化をみると、年少人口割合は14.4%から14.2%(0.2ポイント減少)、生産年齢人口割合は62.1%から58.9%(3.2ポイント減少)、老年人口割合は23.5%から27.0%(3.5ポイント増加)となっています。

【人口の推移】

(単位：人)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
総人口(A)	34,748	34,717	34,662	34,569	34,548	34,609
年少人口(0~14歳)(a)	4,998	4,992	4,999	4,891	4,896	4,898
年少人口割合(a)/(A)	14.4%	14.4%	14.4%	14.1%	14.2%	14.2%
生産年齢人口(15~64歳)(b)	21,568	21,162	20,809	20,608	20,445	20,382
生産年齢人口割合(b)/(A)	62.1%	61.0%	60.0%	59.6%	59.2%	58.9%
老年人口(65歳以上)(c)	8,182	8,563	8,854	9,070	9,207	9,329
老年人口割合(c)/(A)	23.5%	24.7%	25.5%	26.2%	26.6%	27.0%

資料：播磨町住民基本台帳(各年4月1日時点)



※割合は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、合計が100.0%とならない場合があります。

(2) 子どもの人口の推移

① 児童人口

児童人口は平成26年(2014年)以降年々減少しており、平成31年(2019年)は5,937人となっています。

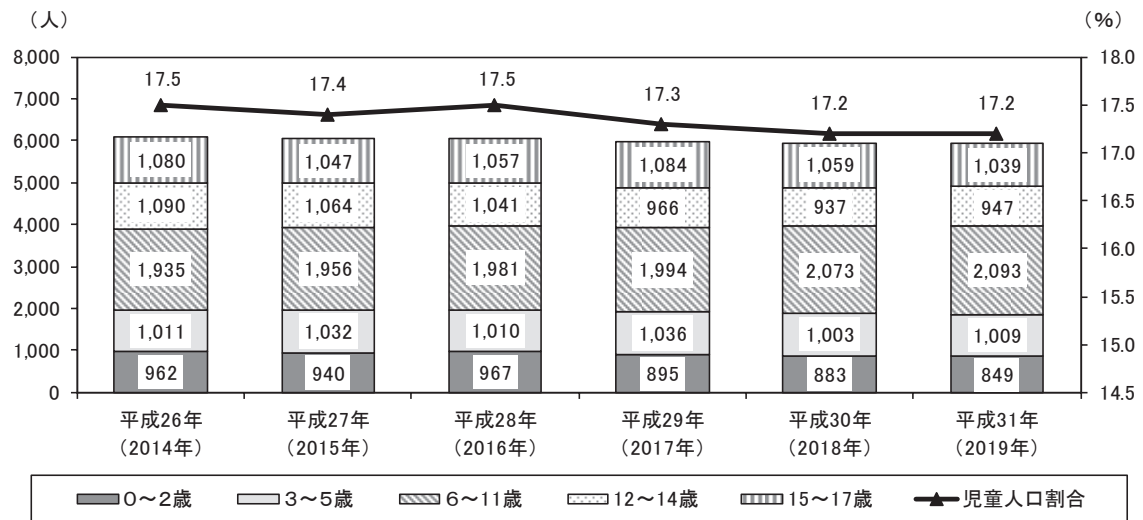
総人口に占める児童人口割合も減少傾向にあり、平成31年(2019年)は平成26年(2014年)に比べ、17.5%から17.2%(0.3ポイント減少)となっています。

【児童人口の推移】

(単位：人)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
総人口(A)	34,748	34,717	34,662	34,569	34,548	34,609
児童人口(0~17歳)(a)	6,078	6,039	6,056	5,975	5,955	5,937
0~2歳	962	940	967	895	883	849
3~5歳	1,011	1,032	1,010	1,036	1,003	1,009
6~11歳	1,935	1,956	1,981	1,994	2,073	2,093
12~14歳	1,090	1,064	1,041	966	937	947
15~17歳	1,080	1,047	1,057	1,084	1,059	1,039
児童人口割合(a)/(A)	17.5%	17.4%	17.5%	17.3%	17.2%	17.2%

資料：播磨町住民基本台帳(各年4月1日時点)



②児童・生徒数

教育・保育施設児童数は平成 30 年度（2018 年度）に減少、小学校児童数は年々増加、中学校児童数は年々減少しています。

【教育・保育施設児童数の推移】

		平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
児童数（人）	0 歳	57	59	59	59	45
	1 歳	106	81	98	108	109
	2 歳	122	128	113	112	126
	3 歳	315	311	311	311	274
	4 歳	338	324	335	331	325
	5 歳	315	333	324	336	335
	合計	1,253	1,236	1,240	1,257	1,214

資料：福祉グループ（各年度 3 月末時点）

【小学校児童数の推移】

		平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
児童数（人）	1 年生	349	335	345	338	352
	2 年生	336	346	332	348	342
	3 年生	278	332	346	331	349
	4 年生	330	279	332	352	332
	5 年生	321	328	282	329	350
	6 年生	309	321	331	284	331
	合計	1,923	1,941	1,968	1,982	2,056

資料：学校教育グループ（各年度 3 月末時点）

【中学校児童数の推移】

		平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
生徒数（人）	1 年生	378	296	315	311	275
	2 年生	336	376	295	316	310
	3 年生	325	334	376	295	315
	合計	1,039	1,006	986	922	900

資料：学校教育グループ（各年度 3 月末時点）

(3) 世帯数の推移

①世帯数の推移

総世帯数は、平成7年(1995年)以降増加を続けており、平成27年(2015年)は13,253世帯となっています。

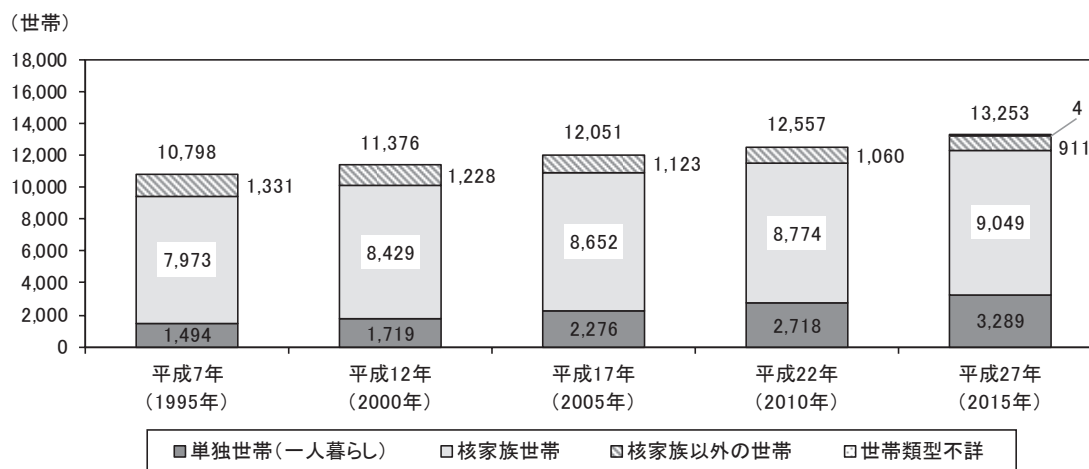
世帯数の内訳をみると、平成27年(2015年)は平成7年(1995年)と比べて、単独世帯は1,494世帯から3,289世帯と2倍以上増加、核家族世帯は7,973世帯から9,049世帯と約1,000世帯増加しています。

【世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総世帯数(A)	10,798	11,376	12,051	12,557	13,253
単独世帯(一人暮らし)(a)	1,494	1,719	2,276	2,718	3,289
単独世帯割合(a)/(A)	13.8%	15.1%	18.9%	21.6%	24.8%
核家族世帯(b)	7,973	8,429	8,652	8,774	9,049
核家族世帯割合(b)/(A)	73.8%	74.1%	71.8%	69.9%	68.3%
核家族以外の世帯	1,331	1,228	1,123	1,060	911
世帯類型不詳	0	0	0	0	4

資料：国勢調査(各年10月1日時点)



※平成7年(1995年)～平成22年(2010年)は、国勢調査において世帯類型不詳の分類がないため0としています。国勢調査同様、総世帯数に世帯類型不詳を含むため各世帯の合計と総世帯数が一致しない場合があります。

②子どもがいる世帯の推移

6歳未満の子どもがいる世帯は、平成27年（2015年）は平成7年（1995年）と比べて1,609世帯から1,453世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は、4,198世帯から3,480世帯といずれも減少しています。

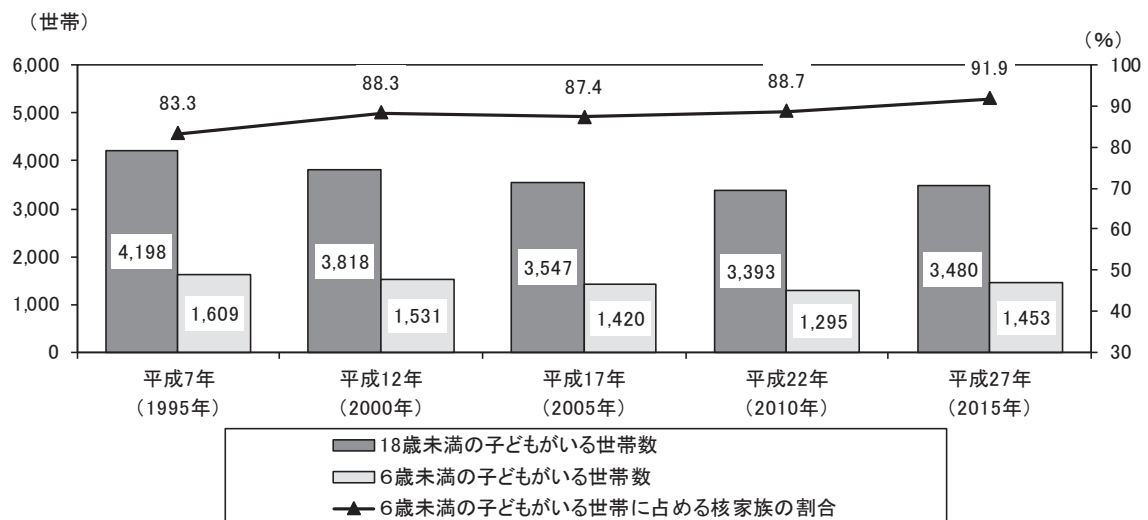
一方で、6歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族の割合をみると、平成27年（2015年）は平成7年（1995年）と比べて83.3%から91.9%、18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族の割合は、81.7%から89.8%といずれも増加しています。

【子どもがいる世帯の推移】

（単位：世帯）

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総世帯数(A)	10,798	11,376	12,051	12,557	13,253
6歳未満の子どもがいる世帯(a)	1,609	1,531	1,420	1,295	1,453
6歳未満の子どもがいる世帯割合(a)/(A)	14.9%	13.5%	11.8%	10.3%	11.0%
うち、核家族世帯(a')	1,340	1,352	1,241	1,149	1,336
6歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族の割合(a')/(a)	83.3%	88.3%	87.4%	88.7%	91.9%
18歳未満の子どもがいる世帯(b)	4,198	3,818	3,547	3,393	3,480
18歳未満の子どもがいる世帯割合(b)/(A)	38.9%	33.6%	29.4%	27.0%	26.3%
うち、核家族世帯(b')	3,430	3,219	3,042	2,958	3,124
18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族の割合(b')/(b)	81.7%	84.3%	85.8%	87.2%	89.8%

資料：国勢調査（各年10月1日時点）



③ひとり親世帯の推移

母子世帯数は、平成 17 年（2005 年）に大きく増加して以降、横ばいで推移しています。総世帯数に占める割合をみると、2%前後で推移しています。

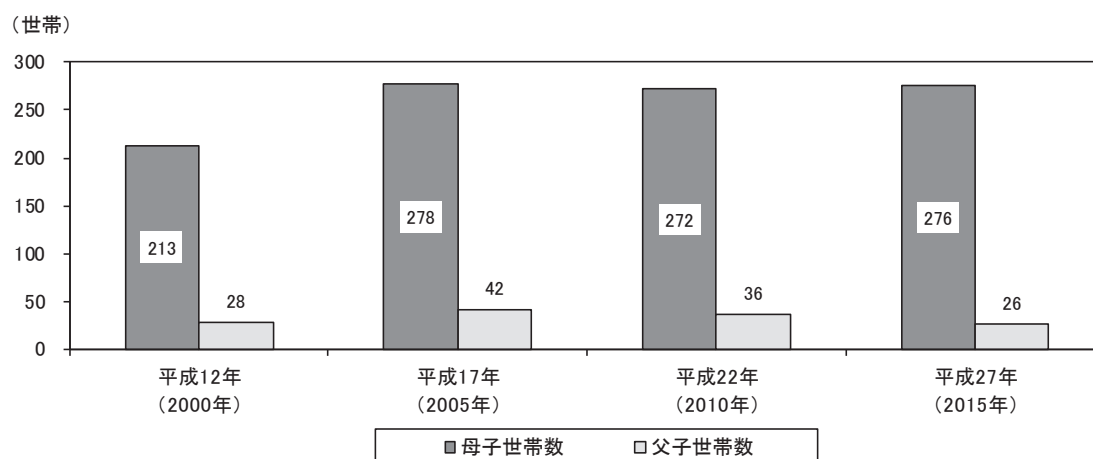
父子世帯数は、平成 17 年（2005 年）に大きく増加して以降、減少傾向となっています。総世帯数に占める割合をみると、0.2%から 0.3%で推移しています。

【母子世帯と父子世帯の推移】

(単位：世帯)

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総世帯数(A)	11,376	12,051	12,557	13,253
母子世帯数(a)	213	278	272	276
母子世帯割合(a)/(A)	1.9%	2.3%	2.2%	2.1%
父子世帯数(b)	28	42	36	26
父子世帯割合(b)/(A)	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）



※ここでの母子世帯、父子世帯とは、死別、離別、未婚の女親又は男親と 20 歳未満の子どもから成る世帯を指します。

2. 少子化の状況

(1) 出生数・出生率の推移

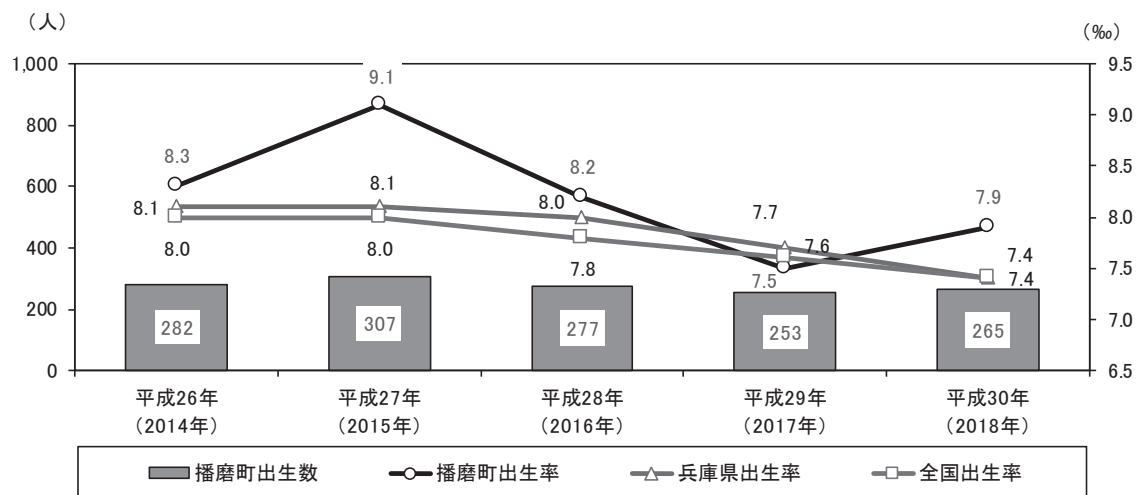
播磨町の出生数をみると、平成30年(2018年)は平成26年(2014年)に比べて282人から265人とやや減少しています。

播磨町の出生率は、平成29年(2017年)を除き、兵庫県、全国を上回っています。

【播磨町、兵庫県、全国の出生数と出生率の推移】

	(単位:‰)				
	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
播磨町出生数	282人	307人	277人	253人	265人
播磨町出生率	8.3	9.1	8.2	7.5	7.9
兵庫県出生率	8.1	8.1	8.0	7.7	7.4
全国出生率	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4

資料：厚労省「人口動態調査」、兵庫県推計人口（各年10月1日時点）



※播磨町の出生率…出生数（厚労省「人口動態調査」）÷人口（兵庫県推計人口）×1000

※兵庫県と全国の出生率…出生率（厚労省「人口動態調査」）

※「‰（パーミル）」は、1000分の1を1とする単位。

(2) 婚姻状況等

①婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成29年(2017年)までは減少傾向で推移していましたが、平成30年(2018年)は145件と増加に転じています。

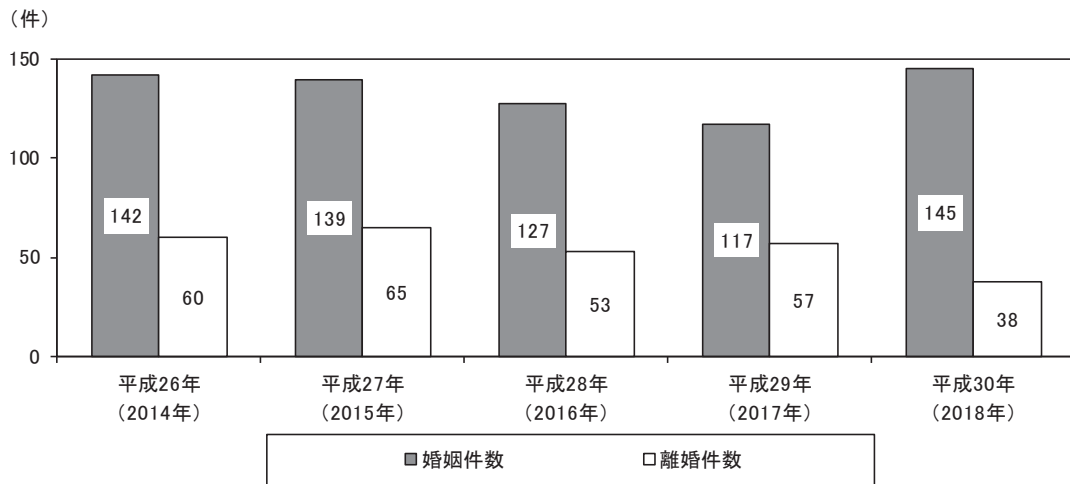
離婚件数は、平成29年(2017年)までは50～60件台で推移していましたが、平成30年(2018年)は38件と減少に転じています。

【婚姻件数と離婚件数】

(単位:件)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
婚姻件数	142	139	127	117	145
離婚件数	60	65	53	57	38

資料：厚労省「人口動態調査」



②未婚率の推移

男性の未婚率をみると、20～24歳、25～29歳はほぼ横ばい、30～34歳は平成17年（2005年）に大きく増加して以降やや減少傾向、35～39歳、40～44歳、45～49歳では増加傾向で推移しています。平成27年（2015年）を平成7年（1995年）と比べると、いずれの年齢階層も増加していますが、特に35～39歳では17.3ポイント、40～44歳、45～49歳では17.4ポイントの増加となっており、35～49歳で大きく増加しています。

女性の未婚率をみると、20～24歳、25～29歳は平成12年（2000年）に増加して以降ほぼ横ばい、30～34歳は平成17年（2005年）に大きく増加して以降やや減少傾向、35～39歳、40～44歳、45～49歳では増加傾向で推移しています。平成27年（2015年）を平成7年（1995年）と比べると、いずれの年齢階層も増加していますが、特に30～34歳、35～39歳では16.8ポイント、40～44歳では15.4ポイントの増加となっており、30～44歳で大きく増加しています。

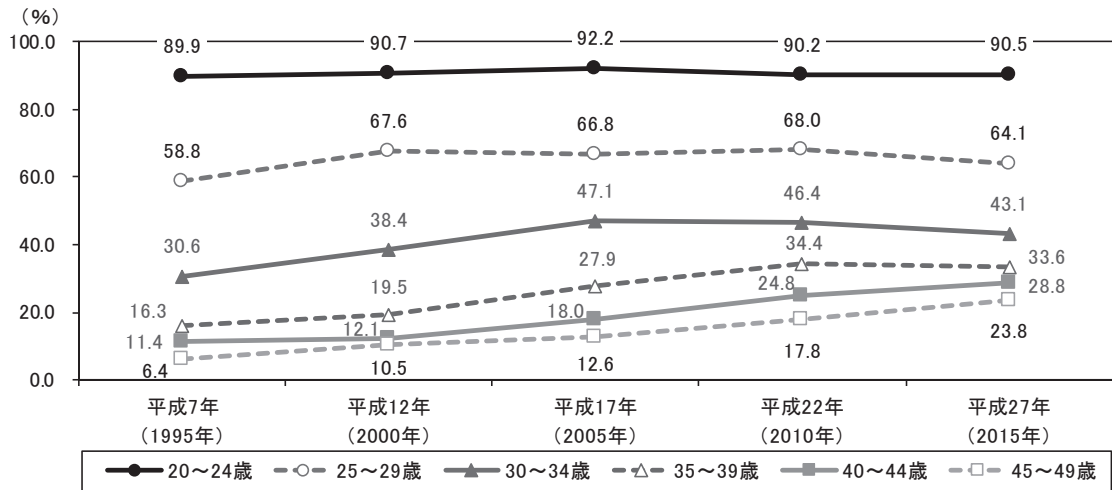
【未婚率の推移】

(単位: %)

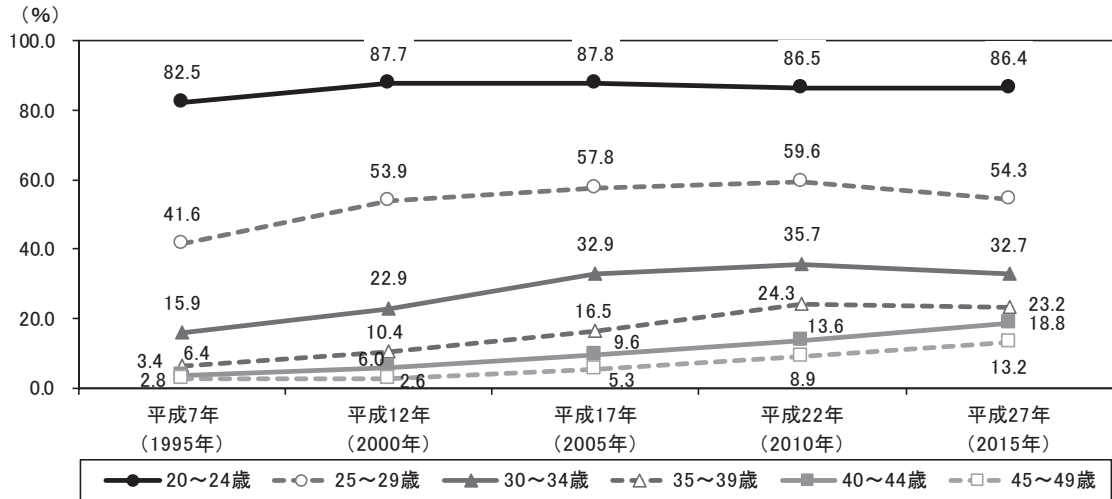
	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
男性					
20～24歳	89.9	90.7	92.2	90.2	90.5
25～29歳	58.8	67.6	66.8	68.0	64.1
30～34歳	30.6	38.4	47.1	46.4	43.1
35～39歳	16.3	19.5	27.9	34.4	33.6
40～44歳	11.4	12.1	18.0	24.8	28.8
45～49歳	6.4	10.5	12.6	17.8	23.8
女性					
20～24歳	82.5	87.7	87.8	86.5	86.4
25～29歳	41.6	53.9	57.8	59.6	54.3
30～34歳	15.9	22.9	32.9	35.7	32.7
35～39歳	6.4	10.4	16.5	24.3	23.2
40～44歳	3.4	6.0	9.6	13.6	18.8
45～49歳	2.8	2.6	5.3	8.9	13.2

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

【未婚率の推移（男性）】



【未婚率の推移（女性）】



3. 就労状況

(1) 就業人口の推移

就業人口は、平成22年(2010年)までは減少が続いていましたが、平成27年(2015年)には増加に転じています。

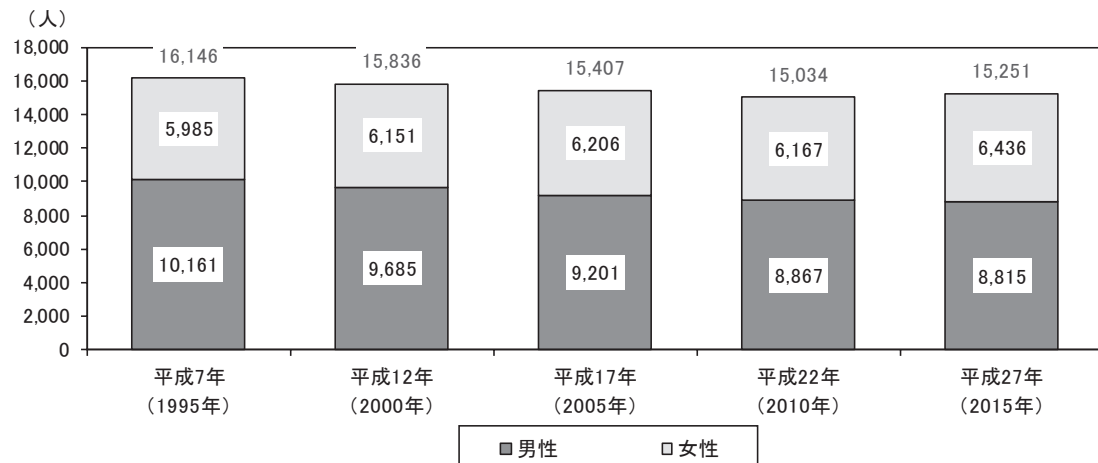
性別にみると、男性は一貫して減少が続いていますが、女性は概ね増加傾向にあります。

【就業者数の推移】

(単位:人)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
就業者数	16,146	15,836	15,407	15,034	15,251
男性	10,161	9,685	9,201	8,867	8,815
女性	5,985	6,151	6,206	6,167	6,436

資料：国勢調査（各年10月1日時点）



(2) 女性の就労状況

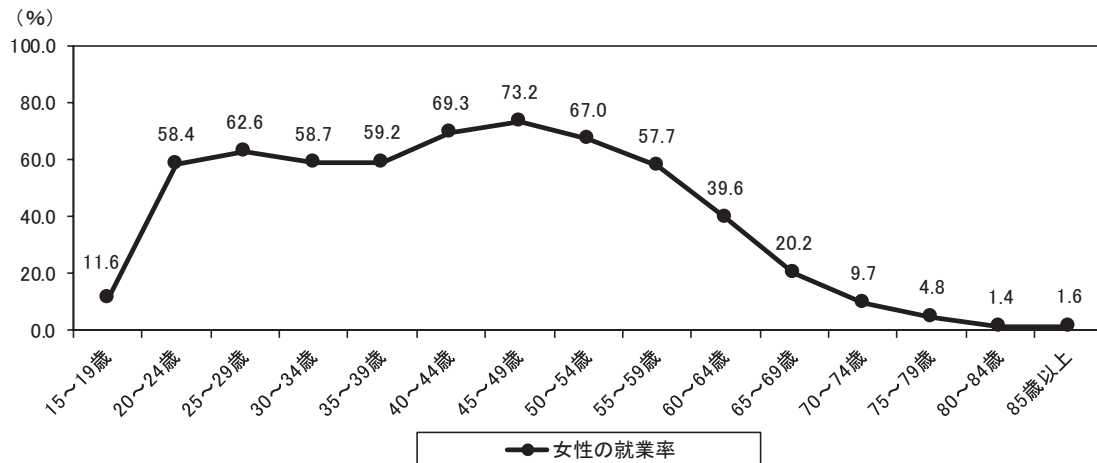
①年齢別就業率

女性の就業率をみると、25～29歳の62.6%と45～49歳の73.2%が左右のピーク、30～34歳の58.7%が底となる緩やかなM字カーブとなっています。

【女性の就業率の推移】

		(単位:%)							
女性の就業率	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	
	11.6	58.4	62.6	58.7	59.2	69.3	73.2	67.0	
	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上		
	57.7	39.6	20.2	9.7	4.8	1.4	1.6		

資料：国勢調査（平成27年（2015年）10月1日時点）、
播磨町住民基本台帳（平成27年（2015年）10月1日時点）



※就業率＝就業者数（国勢調査）÷人口（播磨町住民基本台帳）

②就業形態の推移

平成 27 年（2015 年）の就業者数は 15,251 人と、平成 22 年（2010 年）と比べて 217 人増加しています。内訳をみると、男性で 52 人減少し、女性で 269 人増加しています。

就業形態をみると、正規職員・従業員で 332 人増加しています。内訳をみると、男性で 96 人、女性で 236 人増加しています。

【就業形態の推移】

（男女計）

（単位：人）

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
就業者数	15,034	15,251
正規職員・従業員	8,261	8,593
派遣社員	528	548
パート・アルバイト	4,265	4,211
役員	431	422
雇用主	1,002	1,029
家族従事者	269	244
家庭内職者	11	16

（男性）

（単位：人）

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
就業者数	8,867	8,815
正規職員・従業員	6,052	6,148
派遣社員	271	279
パート・アルバイト	1,175	1,088
役員	338	325
雇用主	797	807
家族従事者	48	47
家庭内職者	-	2

（女性）

（単位：人）

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
就業者数	6,167	6,436
正規職員・従業員	2,209	2,445
派遣社員	257	269
パート・アルバイト	3,090	3,123
役員	93	97
雇用主	205	222
家族従事者	221	197
家庭内職者	11	14

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

※就業者数の合計には就業形態不詳を含むため、各カテゴリの合計とは一致しません。

4. 将来推計人口

(1) 将来推計人口

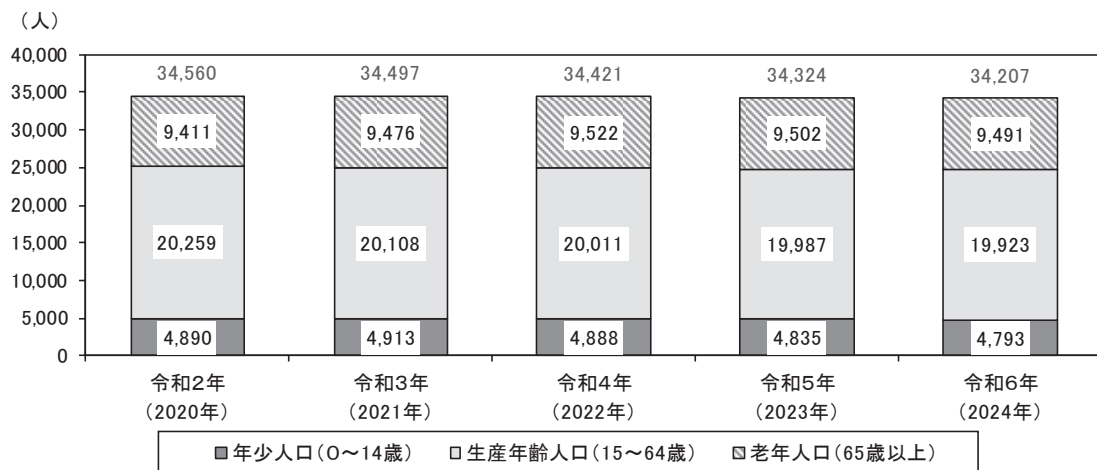
播磨町の将来推計人口は減少傾向で推移し、令和6年(2024年)には34,207人となっています。

人口の内訳をみると、年少人口割合はほぼ横ばいで推移しますが、生産年齢人口割合は減少から横ばい、老年人口割合は増加から横ばいで推移し、高齢化の進行が予測されます。

【総人口の将来推計】

(単位：人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口(A)	34,560	34,497	34,421	34,324	34,207
年少人口(0~14歳)(a)	4,890	4,913	4,888	4,835	4,793
年少人口割合(a)/(A)	14.1%	14.2%	14.2%	14.1%	14.0%
生産年齢人口(15~64歳)(b)	20,259	20,108	20,011	19,987	19,923
生産年齢人口割合(b)/(A)	58.6%	58.3%	58.1%	58.2%	58.2%
老年人口(65歳以上)(c)	9,411	9,476	9,522	9,502	9,491
老年人口割合(c)/(A)	27.2%	27.5%	27.7%	27.7%	27.7%



※播磨町住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により算出。

(2) 将来推計児童人口

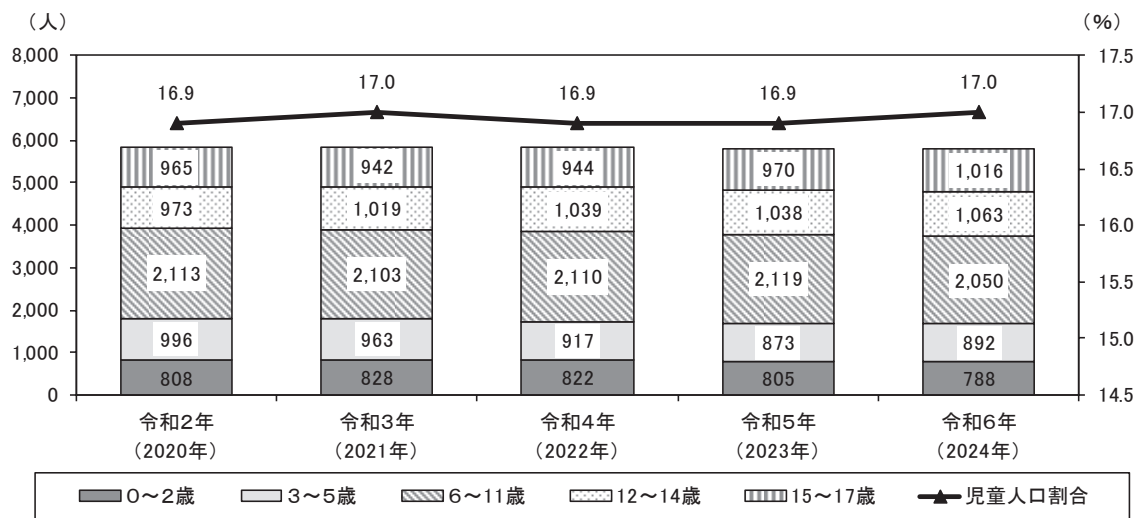
将来推計児童人口は減少傾向で推移し、令和6年(2024年)には5,809人となっています。

総人口に占める児童人口の割合はほぼ横ばいで推移しますが、平成31年(2019年)の17.2%と比べると徐々に少子化が進行することが予測されます。

【児童人口の将来推計】

(単位：人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口(A)	34,560	34,497	34,421	34,324	34,207
児童人口(0~17歳)(a)	5,855	5,855	5,832	5,805	5,809
0~2歳	808	828	822	805	788
3~5歳	996	963	917	873	892
6~11歳	2,113	2,103	2,110	2,119	2,050
12~14歳	973	1,019	1,039	1,038	1,063
15~17歳	965	942	944	970	1,016
児童人口割合(a)/(A)	16.9%	17.0%	16.9%	16.9%	17.0%



※播磨町住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により算出。

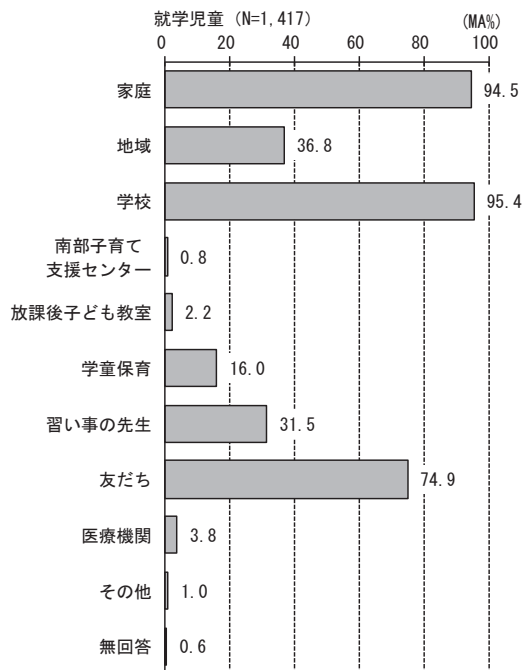
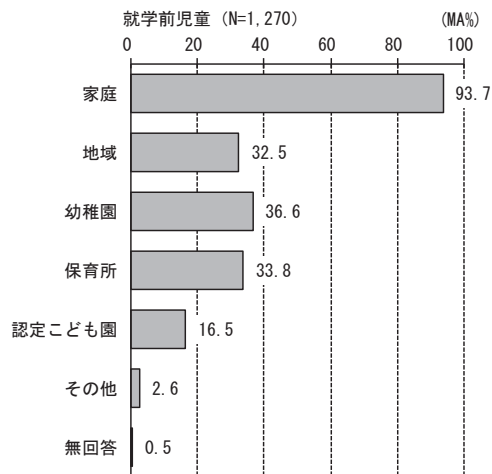
5. 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

【留意点】

- ・「N」は「Number」の略で、比率算出の母数であり、悉皆調査であることを示しています。
- ・単数回答の場合、本文および図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ・複数回答（回答数制限がある場合も含む）の場合、図中にMA（Multiple Answer）又はLA（Limited Answer）と記載し、構成比は回答数を回答者数（件数）で割っているため、内訳の合計は100.0%を超えることになります。
- ・「前回調査」とは、「播磨町子ども・子育て支援事業計画（第一期）」策定にあたり平成25年（2013年）12月に実施した就学前児童調査（N=1,219）、就学児童調査（N=1,738）を指します。

（1）子育て（教育を含む）に影響すると思われる環境

子どもの成長には家庭が影響すると考える親は子どもの年齢にかかわらず多くなっています。また、就学児童では学校生活の影響も大きいと考えられています。



(2) 子育てに関して日常悩んでいることや困っていること

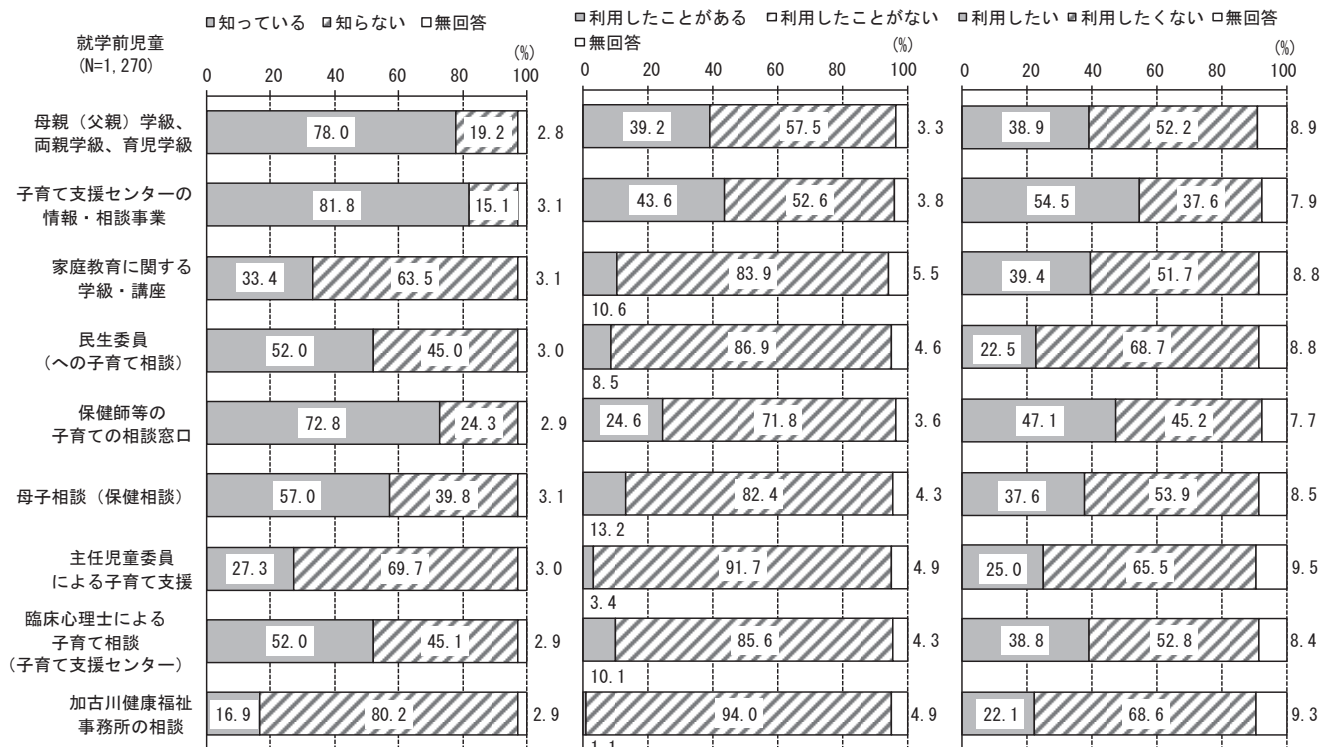
食事やしつけといった子育ての方法や、子どもの発育状況について悩みや困りを感じている親が多くなっています。

日常悩んでいることや困っていること(上位5項目)					
就学前児童(N=1,270)		(MA%)	就学児童(N=1,417)		(MA%)
1	子どもの食事や栄養に関すること	36.8%	子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること	22.7%	
2	子どもの病気や発育・発達に関すること	27.5%	子どもの食事や栄養に関すること	19.4%	
3	育児・しつけの方法がよくわからないこと	27.0%	子どもの病気や発育・発達に関すること	18.1%	
4	自分自身や夫婦で自由な時間がもてないこと	19.0%	育児・しつけの方法がよくわからないこと	17.4%	
5	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	17.3%	子どもとの時間を十分にとれないこと	14.9%	

(3) 町の子育て支援事業について

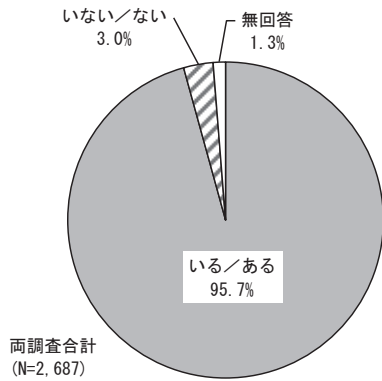
「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」や「子育て支援センターの情報・相談事業」、「保健師等の子育ての相談窓口」等は認知度、利用意向ともに高くなっています。

「家庭教育に関する学級・講座」は認知度が低いものの、利用意向が高くなっています。



(4) 気軽に相談できる人や場所

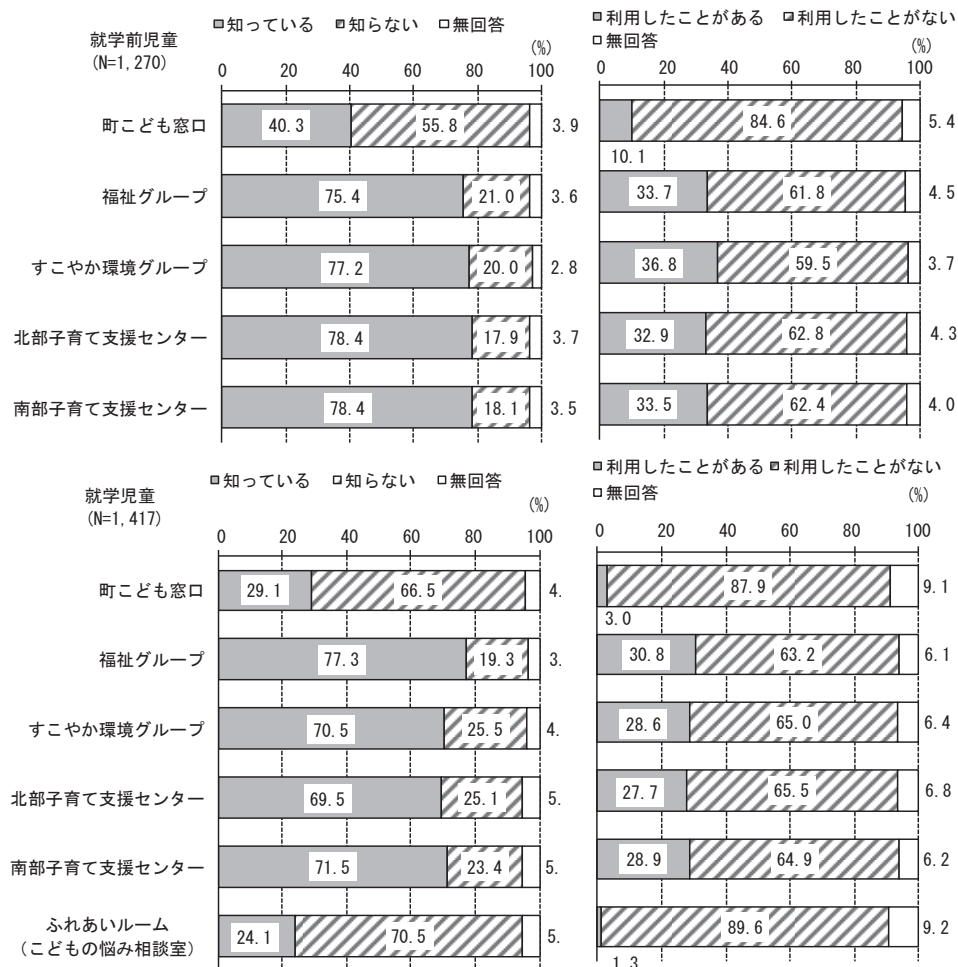
気軽に相談できる人や場所がある親が9割以上と多くなっています。その相談先は、周囲の身近な人や子どもが通う教育・保育施設を通してかかわる人が多くなっています。



相談先(上位5項目)		
両調査合計(N=2,572)		(MA%)
1	配偶者や祖父母等の親族	92.0%
2	友人や知人	73.8%
3	幼稚園・保育所・認定こども園・学校の保護者仲間	33.3%
4	職場の人・同僚	27.0%
5	幼稚園・保育所・認定こども園・学校の先生	25.2%

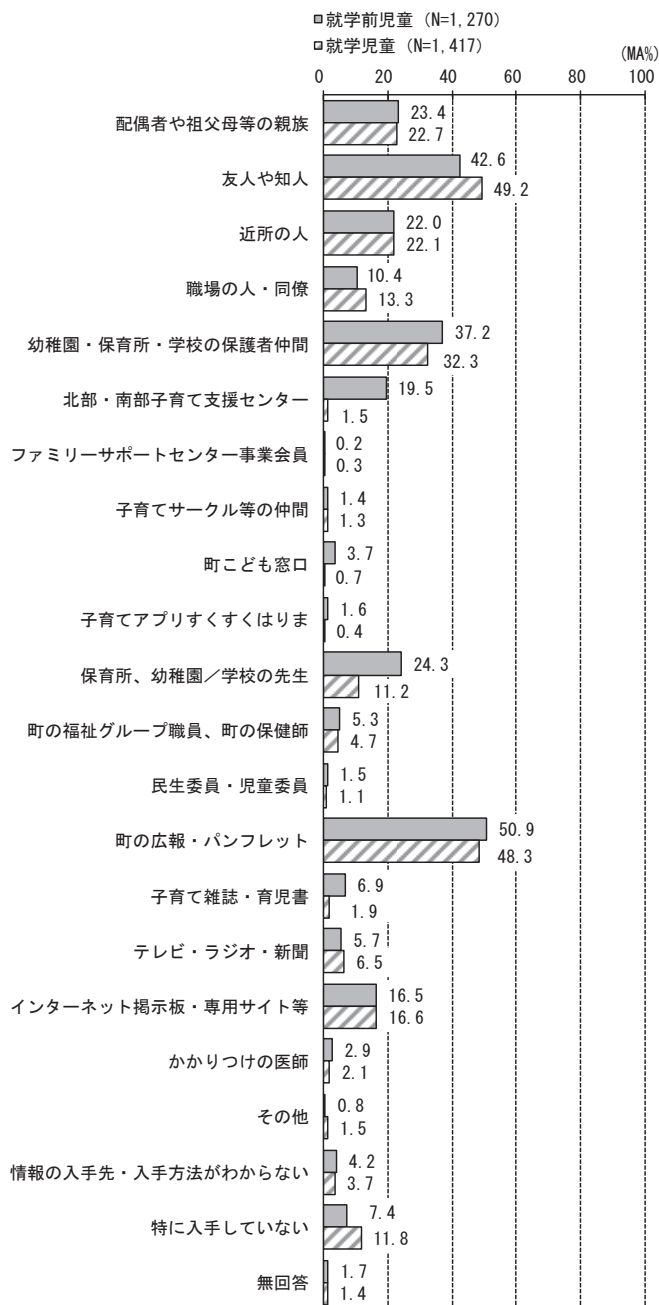
(5) 町の相談窓口について

町の子ども・子育て関係部署や子育て支援センターの認知度は高くなっていますが、いずれの窓口も利用経験がある親は3割程度となっています。町こども窓口やふれあいルームは認知度が低く、利用経験がある親も少なくなっています。



(6) 子育て支援サービス・制度に関する情報の収集源

相談先同様、周囲の身近な人や子どもが通う教育・保育施設を通してかかわる人と情報交換をしているほか、町の広報・パンフレットから情報を得る親が多くなっています。前回調査と比べ、情報の収集源となっている媒体には変化がみられます。

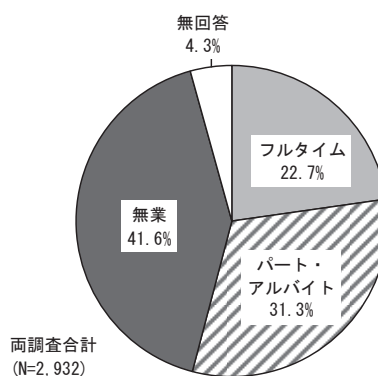
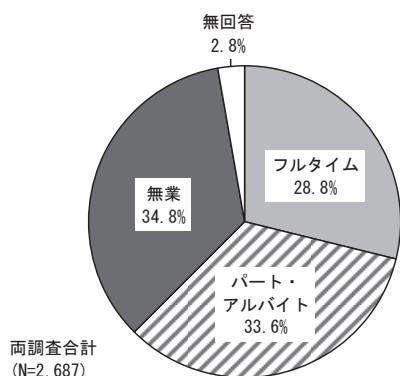


前回調査との比較	就学前児童		就学児童	
	前回調査 (N=1,219)	今回調査 (N=1,270)	前回調査 (N=1,738)	今回調査 (N=1,417)
町の広報やパンフレット	38.5%	50.9%	25.8%	48.3%
テレビ、ラジオ、新聞	27.4%	5.7%	23.8%	6.5%
インターネット	41.1%	16.5%	19.7%	16.6%
子育て雑誌・育児書	25.9%	6.9%	7.5%	1.9%

(7) 母親の就労状況

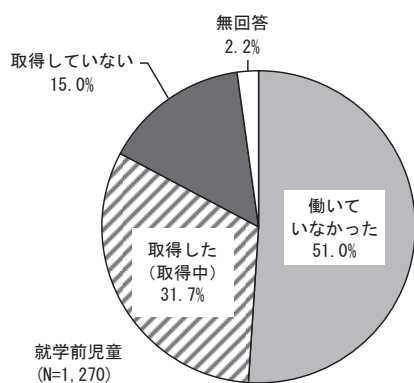
6割以上の母親が就労しています。前回調査と比べると、フルタイム、パート・アルバイトともに増加しています。

(参考) 前回調査



(8) 母親の育児休業の取得状況

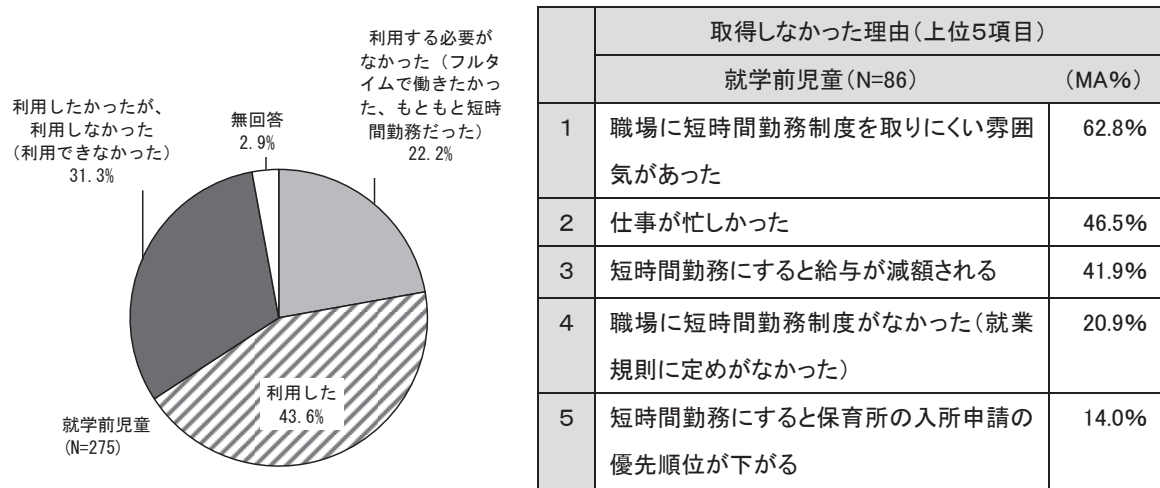
就労している、もしくは就労していた母親のうち、育児休業を取得していない母親は約3割となっています。育児休業を取得していない理由として、子育てや家事に専念するため退職したことが最も多くなっていますが、職場において制度が整っていないことや制度を利用しにくいことも大きな要因となっています。



	取得していない理由(上位5項目)	
	就学前児童(N=191)	(MA%)
1	子育てや家事に専念するため退職した	40.8%
2	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	18.3%
3	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	14.1%
4	仕事に戻るのが難しそうだった	12.0%
5	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	8.4%

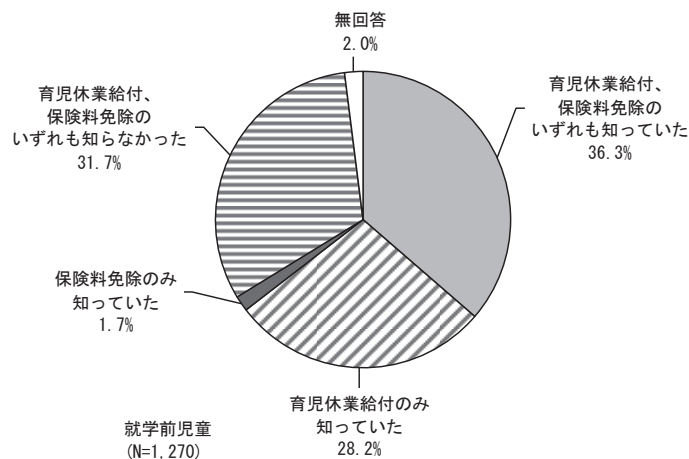
(9) 母親の育児休業からの職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況

育児休業を取得した母親のうち、職場復帰時に短時間勤務制度を利用した母親は4割以上となっています。一方で、利用しなかったができなかった母親が約3割となっており、その理由として、職場において制度を利用しにくいことや制度が整っていないことが大きな要因となっています。そのほか、経済的な理由や保育所の入所に関する理由も上がっています。



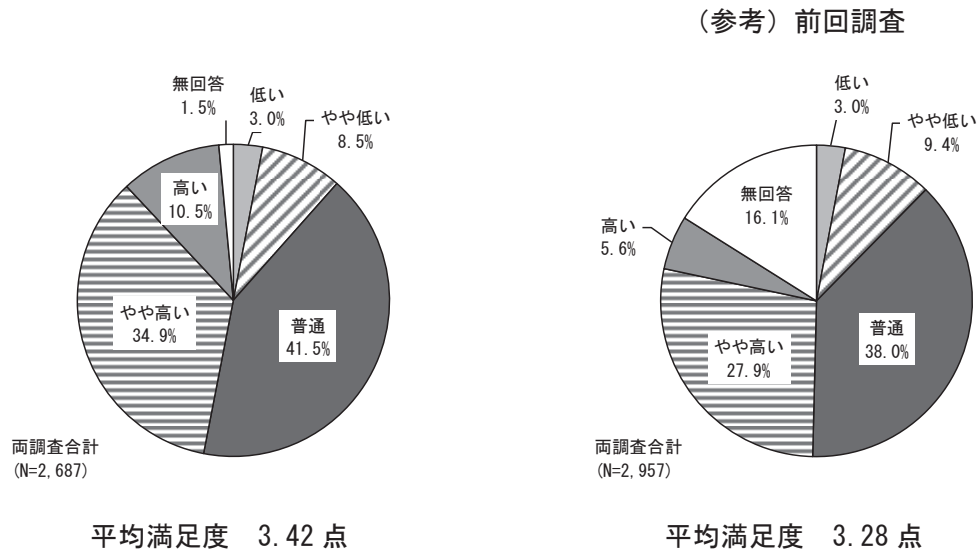
(10) 育児休業給付や保険料免除の認知度

育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった親が約3割となっています。また、育児休業給付に比べ保険料免除の認知度は低いことがうかがえます。



(11) 地域における子育ての環境や支援の満足度

住んでいる地域の子育ての環境や支援について満足度が高い、やや高いと感じている親が4割以上、普通と感じている親が4割以上となっています。平均満足度をみると、前回調査から一定の満足は得られています。また、前回調査と比べ無回答が減っており、子育てにおける周囲の環境や支援について関心を持ち、評価をする親が増加していることがうかがえます。

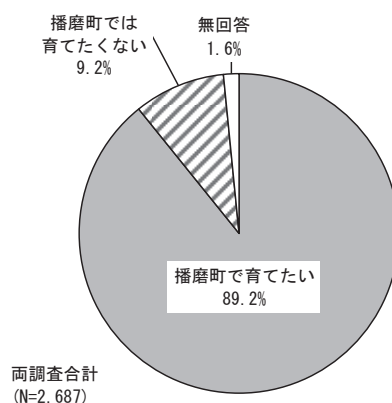


※平均満足度…「高い」5点、「やや高い」4点、「普通」3点、「やや低い」2点、「低い」1点として算出。

(12) 今後の子育ての意向

今後も播磨町で子育てをしたいと考える親が約9割と多くなっています。

教育環境、遊び場の整備については両意見がみられますが、播磨町で育てたい理由としては、自然にふれる機会が多いこと、風土がのんびりしていることが多くなっています。また、生まれ育ったところかどうかや、近くに親や親しい友人がいるかどうかは、親が子育ての場を選ぶ基準になっていることがうかがえます。



	播磨町で育てたい理由(上位5項目)		播磨町で育てたくない理由(上位5項目)	
	両調査合計(N=2,397)	(MA%)	両調査合計(N=248)	(MA%)
1	親が近くに住んでいるから	39.7%	教育環境が整っていないから	32.7%
2	教育環境が整っているから	31.2%	生まれ育ったところではないから	32.7%
3	自然にふれる機会が多いから	29.7%	親が近くに住んでいないから	31.5%
4	遊び場がたくさんあるから	27.5%	遊び場が少ないから	27.8%
5	風土がのんびりしているから	27.5%	親しい友人がいないから	27.4%

(13) 子育てをする上で必要なサポート

相談先の充実、柔軟な預かり、金銭的サポート、送迎や家事等の支援については子どもの年齢にかかわらず必要としている親が多くなっています。また、就学前児童では、支援センターの活動やイベントの充実、支援サービスについてのわかりやすい情報提供を求める意見も上がっています。就学児童では、学校以外での教育の支援や学童保育における支援の充実、登下校時などのパトロール・見守りの強化が求められています。

子育てをする上で必要なサポート(自由記述・上位 10 項目)				
就学前児童		就学児童		
1	相談先の充実	64 件	相談先の充実	50 件
2	緊急時(親の病気等)の預かり	54 件	土日祝日夜間の一時預かり	39 件
3	土日祝日夜間の一時預かり	51 件	緊急時(親の病気等)の預かり	38 件
4	金銭的なサポート	28 件	学校以外での教育への支援	38 件
5	病気時の預かり	27 件	パトロール・見守りの強化	38 件
6	送迎、買いもの、家事等の支援	27 件	町のサービスへの要望	24 件
7	支援サービスについての情報提供	25 件	学童保育における支援の充実	20 件
8	支援センターの活動の充実	24 件	病気時の預かり	19 件
9	短時間の預かり	23 件	送迎、買いもの、家事等の支援	16 件
10	イベントの充実	21 件	金銭的なサポート	14 件

(14) 子どもを健やかに生み育てるために町に期待すること

子育てをする上で必要なサポート同様、経済的支援の充実や保育サービスの充実、子どもの安全性の確保が多くなっています。そのほか学童期の子どもの放課後対策の充実や遊び場の確保についても期待されています。

播磨町に期待すること(上位5項目)		
両調査合計(N=2,687) (5LA%)		
1	保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実	59.2%
2	子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進	47.5%
3	一時預かり、延長保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実	36.4%
4	地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実	35.8%
5	学童期の子どもの放課後対策の充実	32.9%

6. 播磨町における現状と課題

(1) 情報の周知

子どもの成長には家庭環境が影響すると考えているものの、子どもの育て方について悩みや困りごとを抱えている親が多くなっています。町では両親学級をはじめとする“親が学ぶ機会”を設けていますが、認知度が低く利用につながっていない事業もみられます。

また、子育てに関する悩みや困りごとを相談できる人がいる親が9割を超えていますが、一方で相談先の充実を必要とする意見が多くなっています。これは相談窓口の認知度の低さと関連していると考えられ、周囲の人以外にも町の機関や職員等に相談したいという意向に応えるためには周知が課題となっています。

そのほか支援サービスの利用方法等についてもわかりやすい情報提供が求められていますが、情報の発信にあたっては、親が情報の収集に利用している媒体の変化に合わせ、より多くの親に届くよう効果的な方法を検討・選択する必要があります。

(2) 子育てに取り組みやすい環境の整備

女性の就業者が微増傾向にあるとともに、働く母親が増えています。しかし、子育て期にあたりと考えられる30～39歳の就業率は他の年齢と比べ低くなっています。子育てと仕事の両立には、仕事に子どもを預けられる保育サービスの充実と、子どもとの時間を持つための職場環境の整備といった両面からの支援が必要です。播磨町においては、育児休業の取得や短時間勤務制度の利用をしている親は増えてはいますが、未だ制度の整っていない職場や、制度を利用しにくい環境にある職場がみられます。ニーズに合わせた保育サービスの充実とともに、子育てと仕事の両立に配慮した職場環境整備について企業への普及・啓発が課題となっています。

一方、社会的に子育てと仕事の両立志向が高まる中、子育てや家事に専念したいと考える親の思いを尊重することも大切です。

(3) 子どもの安全と親の安心の確保

播磨町における防犯・防災・事故対策面を不安に感じている親が多く、子どもを事故や犯罪から守るための対策の推進が期待されています。子どもがいる家庭の核家族化が進行していることや働く親が増加していることから、家庭以外の居場所が必要となっている状況がうかがえます。特に小学生においては、放課後を子どもだけで過ごす場合も、地域で安全に遊びやスポーツ、勉強ができる場や機会の充実が必要です。

また、子育てをする親にとっては、自身が地域に馴染みがあり身近に頼れる人がいるかどうか重要であると考えられます。同世代の親子が集まり交流できる場の充実が求められていることや、ママ（パパ）友との時間を作ることで気持ちが楽になるという意見もあるため、播磨町で生まれ育っておらず親族等が近くにいない親も、地域に馴染み、ネットワークを広げていけるよう支援することが求められます。

(4) 播磨町の長所を活かした取り組みの充実

播磨町では、人口の減少とともに少子化・高齢化、未婚化しており、それらは今後も進行していくことが予測されますが、播磨町の特徴である「自然にふれる機会の多さ」、「のんびりとした風土」は、アンケート結果から、播磨町に暮らす多くの親が、子育てにあたり“大切にしている要素”であると考えられます。今ある資源を活かし、播磨町の長所を織り交ぜた取り組みを検討することが必要です。

第3章 前期計画の評価

「播磨町子ども・子育て支援事業計画（第一期）」における施策・取り組みの進捗状況や達成度について、次の評価基準に基づき自己評価を行いました。

【第一期計画における自己評価】	1…達成できていない	2…あまり達成できていない	3…概ね達成できている	4…達成できている	
【今後の方向性】	1…継続	2…拡充	3…縮小	4…廃止	5…新規

なお、1事業に対し担当グループが複数ある場合は各グループで評価を行ったため、表中の小計は事業数と一致しない場合があります。

基本目標1 ゆとりある子育てを実現する

基本目標1では、ほとんどの事業で“達成できている”、“概ね達成できている”評価となっています。一方で、「通常保育事業の充実」や新規の取り組みであった「認定こども園の推進」の一部、「保育所・幼稚園の連携の推進」では、“あまり達成できていない”、“達成できていない”評価となっています。

今後については、上記の事業のほか「(2)子育て家庭に対する多様な支援の充実」、「(3)子育てに関する情報提供・相談体制の充実」で多くの事業が“拡充”の方向性となっています。また、そのほかの事業についても継続して取り組んでいくこととなります。

		自己評価				方向性					
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	
基本目標1	(1) 就学前教育・保育の充実	1 通常保育事業の充実		1				1			
		2 保育所運営事業の支援			1		1				
		3 発達障害児・障害児保育事業の充実			1		1				
		4 幼稚園の整備			2		2				
		5 認定こども園の推進(新規)	1		1		1	1			
		6 地域型保育事業の整備(新規)			1		1				
		7 保育士・幼稚園教諭の資質の向上			1		1				
		8 保育所・幼稚園の連携の推進(新規)		2			1	1			
	小計		1	3	7	0	8	3	0	0	0
	(2) 子育て家庭に対する多様な支援の充実	1 ファミリー・サポート・センター事業の推進			1			1			
		2 子育て家庭ショートステイ事業			1			1			
3 子育て支援センター事業の充実				1			1				
4 地域に開かれた幼稚園づくり				1		1					
5 講演会や学習会の開催				3		1	2				
6 家庭教育推進事業の充実				1			1				
7 病児・病後児保育事業の充実				1			1				
8 延長保育事業の充実				1		1					
9 一時預かり事業の充実				1			1				
10 広域入所保育事業の実施				1			1				
11 児童保育事業(放課後児童健全育成事業)の充実				1			1				
小計		0	0	13	0	4	9	0	0	0	

		自己評価				方向性						
		1	2	3	4	1	2	3	4	5		
基本 目標 1	(3) 子育てに関する情報提供・相談体制の充実	1	子育て支援センターの機能の充実			1			1			
		2	保育所・幼稚園・学校における相談体制の充実			2		2				
		3	関係機関と連携した相談体制の充実			3		2	1			
		4	利用者支援事業(新規)			1			1			
		5	情報ガイドブック等の作成			1			1			
		6	「広報はりま」や情報通信技術(ICT)を活用した情報提供			4		3	1			
		7	関係機関と連携した情報提供の充実			3		2	1			
		小計			0	0	15	0	9	6	0	0
	(4) 親の育ちと地域の子育て力の充実	1	民生委員・児童委員活動への支援			1		1				
		2	こんにちは赤ちゃん事業			1		1				
		3	地域活動事業の推進			2		2				
		4	地域の子育て支援の充実			3		2	1			
		5	異年齢がふれあい交流できる拠点の充実			3		3				
		小計			0	0	10	0	9	1	0	0
	(5) 経済的支援の充実	1	児童手当等の支給			1		1				
		2	保育所・幼稚園の保育料の減免			2		1	1			
		3	小・中学校の就学援助					1	1			
		4	乳幼児医療費等助成事業					1	1			
		小計			0	0	3	2	4	1	0	0
		合計			1	3	48	2	34	20	0	0

基本目標 1 における主な問題点や課題

- 認定こども園移行に伴う事項の検討。
- 保育所・幼稚園・こども園それぞれの今後の方向性における連携の検討。

基本目標 2 未来を担う世代を育てる

基本目標 2 では、ほとんどの事業で“達成できている”、“概ね達成できている”評価となっています。一方で、「不登校・ひきこもりに関する関係機関ネットワークの整備」は、ケースに対する介入の困難さ等により“あまり達成できていない”評価となっています。

今後については、「(3) 不登校等の問題を抱えた児童・生徒への支援」を中心に“拡充”、“継続”の方向性となっています。

		自己評価				方向性					
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	
基本目標 2	(1) 生きる力を育む学校教育の推進	1 学力向上の推進			1		1				
		2 きめ細やかな児童・生徒指導の推進			1		1				
		3 児童・生徒の個性に応じた進路指導の充実			1		1				
		4 人権教育の推進			2		1	1			
		5 交流教育の推進			1			1			
		6 特別支援教育の充実			1		1				
		7 良好な教育環境の整備			1			1			
		8 学校と家庭・地域社会の連携推進			1			1			
	小計		0	0	9	0	5	4	0	0	0
	(2) 豊かな心を育む多世代交流の推進	1 乳幼児とのふれあい・交流機会の充実			3		3				
		2 トライやる・ウィークの実施			1		1				
		3 環境保全意識を高める教育の推進			2		1	1			
		4 国際理解教育の推進			1			1			
		5 子どもの活動の活性化			1		1				
		6 放課後子ども教室				1	1				
	小計		0	0	8	1	7	2	0	0	0
	(3) 不登校等の問題を抱えた児童・生徒への支援	1 スクールカウンセラーの配置			1			1			
		2 適応指導教室の充実			1			1			
		3 不登校・ひきこもりに関する関係機関ネットワークの整備		3	1		2	2			
	小計		0	3	3	0	2	4	0	0	0
	合計		0	3	20	1	14	10	0	0	0

基本目標 2 における主な問題点や課題

- 不登校の一因となっている家庭環境の問題の深刻化。
- 状況や原因が多様であることによる個別ケースへの介入の困難さ。
- 不登校・ひきこもり支援に対するマンパワーの不足。
- 実態把握に向けた教員の研修の充実。
- 不登校への初期対応の強化、幼少期の育ちの支援。

基本目標3 子どもと母親の健康を守る

基本目標3では、ほとんどの事業で“達成できている”、“概ね達成できている”評価となっています。一方で、「性に関する情報についての学習機会の充実」、「飲酒・喫煙・薬物乱用に対する教育の充実」、「共食による食育の推進」では“あまり達成できていない”評価となっています。

今後については、「不妊治療への支援」「母子健康手帳の交付」「住民による食育活動への支援」「救急医療体制の充実」で“拡充”の方向性となっています。また、そのほかの事業についても継続して取り組んでいくこととなります。

		自己評価				方向性				
		1	2	3	4	1	2	3	4	5
(1) 母子保健の充実	1			1			1			
	2				1		1			
	3				1	1				
	4			1		1				
	5			1		1				
	6			1		1				
	7			1		1				
	8			1		1				
	9			1		1				
	10			1		1				
	小計	0	0	8	2	8	2	0	0	0
(2) 思春期保健対策の充実	1			2		2				
	2			1		1				
	3		1	1		2				
	4		1	1		2				
	5			2		2				
	小計	0	2	7	0	9	0	0	0	0
(3) 食育の推進	1			1		1				
	2						1			
	3			1		1				
	4		2			2				
	小計	0	2	3	0	4	1	0	0	0
(4) 小児医療体制の充実	1			1		1				
	2			1			1			
	小計	0	0	2	0	1	1	0	0	0
	合計	0	4	20	2	22	4	0	0	0

基本目標3における主な問題点や課題

- 学校教育の中での「性教育」の確立。
- 若い世代（子育て世代）の喫煙率の高さ。
- ライフスタイルの多様化に伴う共食の困難さ、「こ食」の広がり。
- 家庭教育力の低下。

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちをつくる

基本目標4では、半数程度の事業で“達成できている”、“概ね達成できている”評価となっています。一方で、「(2)子どもの視点にたったまちづくり」の2事業では“達成できていない”評価、「(3)子どもの安全の確保」、「(4)有害環境対策の推進」における複数事業で“あまり達成できていない”評価となっています。

今後については、ほとんどの事業で“継続”の方向性となっています。“縮小”の方向性となっている「公共施設や道路の段差解消などのバリアフリー化」については、概ね完工しているため、他の取り組みの検討が必要となっています。また、「(2)子どもの視点にたったまちづくり」については、1つの担当グループのみでの事業化が困難であり複数グループでの連携した取り組みが必要となっています。

			自己評価				方向性						
			1	2	3	4	1	2	3	4	5		
基本目標4	(1)遊び環境と生活環境の整備	1	地域の公園や広場の継続した環境づくり			1		1					
		2	異年齢がふれあえる機会や場づくり			3		3					
		3	地域スポーツ活動の推進			1		1					
		4	子ども会活動などの充実			1		1					
		5	公共施設や道路の段差解消などバリアフリー化の促進			1			1				
		6	ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備促進			1		1					
		小計			0	0	8	0	7	0	1	0	0
	(2)子どもの視点にたったまちづくり	1	子どもが意見発表できる機会や場の充実		1	1		1		1			
		2	子ども参画型事業の推進	1	1	1		1	1	1			
		小計			2	1	2	0	2	1	2	0	0
	(3)子どもの安全の確保	1	防犯対策事業の推進			1		1					
		2	街灯補助事業			1		1					
		3	地域安全事業の推進			1		1					
		4	子ども自身の防犯意識の向上		2			2					
		5	学校・園の安全確保を図る取り組みの推進		1			1					
		6	交通安全教育・啓発事業の推進				1	1					
		7	児童等の安全な自転車利用の推進		1			1					
		8	通園・通学路の安全確保の推進			2	1	3					
		小計			0	4	5	2	11	0	0	0	0
	(4)有害環境対策の推進	1	「大人が変われば、子ども変わる運動」の推進		1			1					
2		社会環境の点検活動の推進		1			1						
3		青少年対策事業の推進			1		1						
4		地域住民との連携による青少年健全育成活動の推進			3		3						
	小計			0	2	4	0	6	0	0	0	0	
	合計			2	7	19	2	26	1	3	0	0	

基本目標4における主な問題点や課題

- 児童会活動・生徒会活動の活性化。
- 庁内の人員、連携不足。
- 子どもの安全確保における関係機関の情報共有や共通理解。
- 学校での防犯教育の確保と充実。
- 保護者の理解や協力体制、保護者への周知機会の不足。
- 少年補導員の人材確保と巡回場所の精選。
- 社会環境の点検活動における関係団体との連携。

基本目標5 仕事と子育てを両立する

基本目標5では、「教育・保育関係職員の指導力の向上」、「男性向け家庭生活講座等の開催」、「男性の育児休業・介護休業取得に向けた働きかけ」の一部で“概ね達成できている”評価となっていますが、すべての事業で“あまり達成できていない”評価となっています。

今後については、すべての事業で“継続”の方向性となっており、「男性向け家庭生活講座等の開催」については一部“拡充”の方向性となっています。

		自己評価				方向性					
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	
基本 目標 5	(1)ワーク・ライフ・バランスの促進	1 育児休業制度・介護休業制度などの普及・啓発		1			1				
		2 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進			1		1				
		3 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進			1		1				
		4 再雇用制度導入への働きかけ			1		1				
	小計		0	4	0	0	4	0	0	0	0
	(2)男女共同の子育ての推進	1 男女平等教育の推進			1		1				
		2 教育・保育関係職員の指導力の向上			1	1	2				
		3 男性向け家庭生活講座等の開催			1	2	2	1			
		4 男性の育児休業・介護休業取得に向けた働きかけ			1	1	2				
	小計		0	4	4	0	7	1	0	0	0
合計		0	8	4	0	11	1	0	0	0	

基本目標5における主な問題点や課題

- 事業所の内容、規模、勤務形態の多様性による制度導入、PRの困難さ。
- 庁内における時間外勤務の偏重。
- 男性の育児参加の重要性の周知。
- 教育・保育関係職員の指導力向上。

基本目標6 援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する

基本目標6では、ほとんどの事業で“概ね達成できている”評価となっています。一方で、「子どもの権利条約」の普及・啓発、「人権教育推進事業」の一部では“あまり達成できていない”評価となっています。

今後については、「養育支援訪問事業」で“拡充”の方向性となっています。また、そのほかの事業で“継続”の方向性となっています。

		自己評価				方向性					
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	
基本 目標 6	(1)児童虐待対策の推進	1 「子どもの権利条約」の普及・啓発		1			1				
		2 人権教育推進事業		1	1		2				
		3 児童虐待防止ネットワークの推進			1		1				
		4 虐待の早期発見・早期対応に向けた予防啓発の推進			3		3				
		5 教職員・保育士等に対する研修の充実			2		2				
		6 養育支援訪問事業			1			1			
		小計	0	2	8	0	9	1	0	0	0
	(2)ひとり親家庭への支援	1 児童扶養手当支給			1		1				
		2 母子家庭等医療費助成事業			1		1				
		3 相談支援体制の充実			1		1				
		小計	0	0	3	0	3	0	0	0	0
	(3)障がいのある子どもを持つ 家庭への支援	1 障がい児通所支援事業			1		1				
		2 障がいのある子どもへの各種手当の支給			1		1				
		3 療育事業の推進			1		1				
		小計	0	0	3	0	3	0	0	0	0
		合計	0	2	14	0	15	1	0	0	0

基本目標6における主な問題点や課題

- 子どもの権利に特化した人権尊重意識の啓発。
- デートDV、性的マイノリティ（LGBT等）等の新たな人権課題への対応。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもも親も笑顔あふれるまちづくり
～子どもが健やかに育ち みんなで支える子育てはりま～

2. 基本目標

基本理念である「子どもも親も笑顔あふれるまちづくり～子どもが健やかに育ち みんなで支える子育てはりま～」の実現に向け、「子ども」、「子育て家庭」、「地域や社会」という3つの視点から、次の6つの基本目標を設定し、子どもと子育て家庭を取り巻く現状や課題などを踏まえ、子ども・子育て支援施策を体系的に推進します。

基本目標1 ゆとりある子育てを実現する

基本目標2 未来を担う世代を育てる

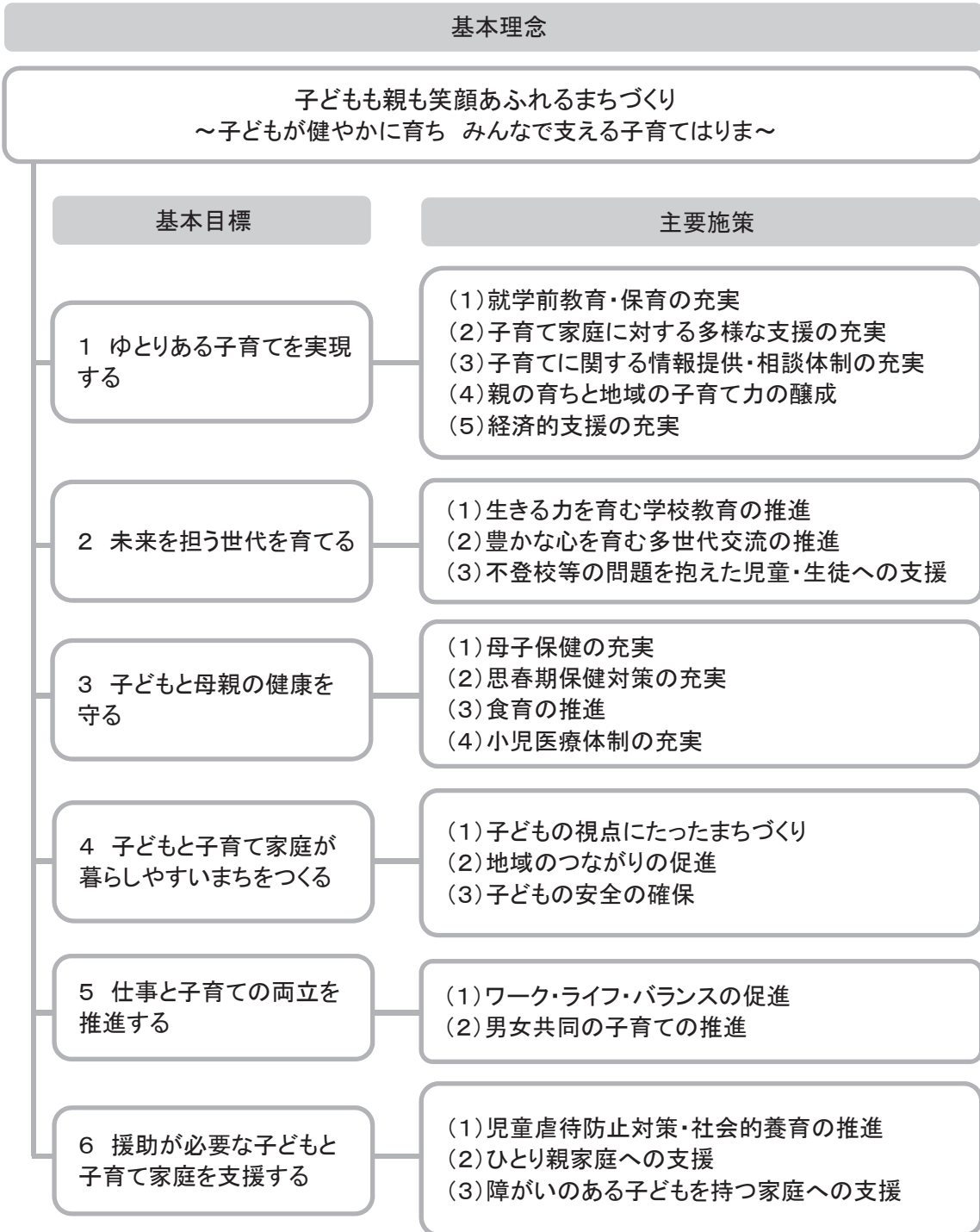
基本目標3 子どもと母親の健康を守る

基本目標4 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる

基本目標5 仕事と子育ての両立を推進する

基本目標6 援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する

3. 施策の体系



第5章 施策の展開

基本目標1 ゆとりある子育てを実現する

(1) 就学前教育・保育の充実

1 通常保育事業の充実

【施策の内容】 ○現在播磨町には幼稚園が3か所（播磨幼稚園、蓮池幼稚園、播磨西幼稚園）、認可保育所が2か所（播磨保育園、蓮池保育園）、認定こども園が2か所（キューピットこども園、播磨中央こども園）、小規模保育事業所が1か所（パレット保育園）あり、必要に応じて定員を弾力化して受け入れを行っています。

【実績】

幼稚園

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
箇所数	3	3	3	3	3
認可定員数(人)	735	735	735	735	735
在籍児童数(人)	505	490	509	513	474
在籍率(%)	68.7%	66.7%	69.3%	69.8%	64.5%

認定こども園

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
箇所数	0	0	0	2	2
認可定員数(人)	0	0	0	320	320
在籍児童数(人)	0	0	0	299	304
在籍率(%)	-	-	-	93.4%	95.0%

認可保育所

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
箇所数	4	4	4	2	2
認可定員数(人)	620	620	620	390	390
在籍児童数(人)	748	746	731	445	436
在籍率(%)	120.6%	120.3%	117.9%	114.1%	111.8%

資料：福祉グループ（各年度3月1日時点）

【今後の方向性】 ○令和元年（2019年）10月より幼児教育・保育の無償化が開始されたことや働く親の増加に伴うニーズの増加に柔軟に対応し、待機児童が発生しないよう教育・保育定員の適切な管理に努めます。
○保育を通して、子どもたちが基本的な生活習慣や豊かな心を養うことができるよう、保育内容の充実を図ります。

2 保育所運営事業の支援

- 【施策の内容】** ○多様化する保育ニーズに十分対応できるよう、民間保育所の機能を高めるため、その運営の支援に努めています。
- 保育士等緊急確保補助金及び保育施設利用予約推進補助金を町単独事業として平成 29 年度（2017 年度）から創設し、国庫補助事業である保育体制強化事業補助を平成 31 年度（2019 年度）から実施し、保育施設の経営安定化を支援しています。
- 【今後の方向性】** ○既存補助事業の廃止や新設等、引き続き見直しを行い実情に応じた支援を行っていきます。

3 発達障害児・障害児保育事業の充実

- 【施策の内容】** ○一人ひとりの障がいの状況、個性や能力に応じた保育を受けることができるよう、保育内容の充実に努めています。
- 研修希望のある保育施設へ専門講師を派遣し、コンサルテーションを行っています。
- 【今後の方向性】** ○障がいを持った子どもに対応するための正しい知識習得ができるような機会を引き続き作っていきます。

4 幼稚園の整備

- 【施策の内容】** ○子どもが発達段階に応じた教育を受けることができるよう、幼児教育の質の向上等、教育環境の整備に努めています。
- 平成 30 年度（2018 年度）より教室に空調設備を導入しました。
- 【今後の方向性】** ○教育環境の質のさらなる向上に向けて、具体的な方策を検討していきます。

5 認定こども園の推進

- 【施策の内容】** ○既存の教育・保育施設で住民のニーズに対応できない等の場合には、就学前の子どもに関する教育・保育を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の導入を検討します。
- 保育園 4 園のうち 2 園について平成 29 年度（2017 年度）から幼保連携型認定こども園へ移行しています。
- 【今後の方向性】** ○令和 3 年度（2021 年度）より 1 園が幼保連携型の認定こども園に移行する予定です。
- 残る 1 園から認定こども園への移行希望があった場合にスムーズに移行できるよう、体制面を含めた移行のための準備を行っていきます。

6 地域型保育事業の整備

- 【施策の内容】** ○0～2歳の保育ニーズの状況により、地域型保育事業の整備を検討しています。
- 令和元年（2019年）10月1日に小規模保育事業所を1か所開設しました。
- 【今後の方向性】** ○引き続き、教育・保育施設のみにこだわることなく保育ニーズに応じた整備の検討を行っていきます。

7 保育士・幼稚園教諭の資質の向上

- 【施策の内容】** ○地域の多様なニーズに柔軟に対応できるような研修や情報提供等を推進し、保育士・幼稚園教諭の資質の向上を支援しています。
- 平成30年度（2018年度）から兵庫県が実施する保育士キャリアアップ研修に加え、町としても別途4項目についてキャリアアップ研修を実施しています。
- 【今後の方向性】** ○保育時間、勤務体制等が異なる中で、保育士・幼稚園教諭の連携方法を模索していきます。また、地域における保育士・幼稚園教諭の資質向上を広域的な取り組みとして実施可能か検討していきます。

8 幼稚園・保育所・認定こども園の連携の推進

- 【施策の内容】** ○乳幼児の教育や保育環境を公平に提供するため、教育内容・保育内容の整合性の確保や職員の合同研修の実施に努めるとともに、子育て支援事業の実施や両施設の有効活用について連携を図っています。
- 子ども・子育て会議において、各施設の問題点等を確認、共有しています。
- 【今後の方向性】** ○子ども・子育て会議において、問題点等の共有にとどまらず、各施設の連携に向けた取り組みを検討していきます。

9 教育・保育の質の向上

- 【施策の内容】** ○各幼稚園において幼児教育に関する研修を実施しています。
- 【今後の方向性】** ○幼保合同研修の開催や小学校、中学校へのスムーズな接続などを視野に入れた連携・協力体制の構築を図っていきます。

10 外国につながる幼児の受け入れ支援

- 【施策の内容】** ○翻訳機を導入し、意思疎通を図っています。
- 【今後の方向性】** ○国際交流協会などを中心に多文化共生サポーター等のボランティア登録の推進を図っていきます。

(2) 子育て家庭に対する多様な支援の充実

11 ファミリー・サポート・センター事業の推進

【施策の内容】 ○北部子育て支援センターを拠点に、「子育てを応援したい人」と「子育てを応援してほしい人」を会員とした相互援助活動の推進を図っています。

○事業の普及啓発・研修活動を推進し、登録会員数の増加や育児支援の利用促進を図っています。

【実績】

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
箇所数	1	1	1	1	1
延べ活動件数(件)	568	556	359	331	367

資料：福祉グループ（各年度3月末時点）

平成30年度（2018年度）		
会員数（人）	提供会員	81
	依頼会員	885
	両方会員	14
延べ活動件数（件）	保育時間の開始前や保育終了後の預かり（送迎含む）	44
	保育施設までの送迎	4
	学童保育終了後の預かり（迎え含む）	12
	学校の放課後の預かり（迎え含む）	51
	冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の預かり	24
	買い物等の外出の際の預かり	8
	その他（講演会、行事預かり含む）	224
	合計	367

資料：福祉グループ（会員数は平成31年（2019年）4月1日時点、活動件数は平成31年（2019年）3月末時点）

【今後の方向性】 ○提供会員の確保が困難であることから、事業のPRに努め、提供会員養成講座を実施し、提供会員の増加を図るとともに、利用会員のさまざまなニーズに対応していきます。

12 子育て家庭ショートステイ事業

【施策の内容】 ○保護者が病気等の理由により児童の養育ができない場合、児童養護施設等で児童の預かりを短期間実施し、児童の安全を確保しています。

○令和2年（2020年）2月に1施設が追加され、現在11施設（播磨同仁学院、立正学園、二葉園、泉心学園、カーサ汐彩、明石乳児院、ピューパホール、乳児ホームるり、そねホーム、カーサパステル、真生乳児院）で利用可能となっています。

【実績】

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
箇所数	7	8	8	10	10
利用人数（人）	8	3	2	6	10
延べ利用日数（日）	43	24	11	63	53

平成30年度 (2018年度)	2歳未満児	2歳以上児	緊急一時の母親	合計
利用人数（人）	0	10	0	10

資料：福祉グループ（各年度3月末時点）

【今後の方向性】 ○引き続き預かり先施設の拡充に努めていくとともに、適切な利用料及び遠方施設を利用している場合の送迎について検討していきます。

13 子育て支援センター事業の充実

【施策の内容】 ○子育てに関する相談や、子育てサークルへの支援、情報提供、講座の開催などを通じ、子育て家庭の育児不安の解消に努めています。

開設場所	所在地	開設日時
北部子育て支援センター	播磨町西野添2丁目10-34	月～土（9～17時）
南部子育て支援センター	播磨町北本荘3丁目2-31	月～土（9～17時）

【実績】

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
箇所数	2	2	2	2	2	
延べ利用 人数（人）	北部	14,888	13,829	11,805	12,165	13,367
	南部	12,057	11,840	11,944	12,618	10,724
	合計	26,945	25,669	23,749	24,783	24,091

平成30年度（2018年度）		北部	南部	合計	
延べ利用人数（人）		13,367	10,724	24,091	
講座参加者数（人）	両親教育・支援	大人	694	541	1,235
		子ども	668	593	1,261
	親子ふれあい	大人	199	277	476
		子ども	198	299	497
	地域・世代交流	大人	747	513	1,260
		子ども	1,215	481	1,696

資料：福祉グループ（各年度3月末時点）

【今後の方向性】 ○事業内容の充実を図り、引き続き必要な情報提供やニーズに応じた講座を実施していきます。

14 地域に開かれた幼稚園づくり

- 【施策の内容】** ○「ひよこ教室」(園庭開放)の実施により、地域の未就園の子ども同士が互いに遊び交流できる場を提供しています。
- 【今後の方向性】** ○子育て支援センターと連携しながら、幼稚園が主体となって、保護者の不安や悩みの相談に応じたり、子育ての楽しさや喜びが味わえるような研修等の機会を提供するなど、地域に開かれた幼稚園づくりを推進していきます。

15 講演会や学習会の開催

- 【施策の内容】** ○望ましい家庭環境や子どもへの接し方、親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などを開催するとともに、学んだことを実践できる環境づくりに努めています。
- 発達相談や療育事業の対象者など、発達が気になる子を持つ親を対象にしたペアレントトレーニング講座を年1回実施しています。
- 家庭教育推進委員会を開催し、家庭教育力向上のための講演会を準備、開催しています。
- 【今後の方向性】** ○保護者にとって魅力ある研修テーマ、内容を検討するとともに、広報等で参加者を募ることに加え、働きながら子育てをしている親や参加が望ましい親への参加促進の方法についても検討していきます。
- あわせて教育・保育施設へのPRも行い、子どもたちに有効な子育て方法を学ぶ機会を提供し、親育ちの支援を行っていきます。

16 家庭教育推進事業の充実

- 【施策の内容】** ○児童・生徒向けの家庭教育啓発パンフレット、保護者向けの家庭教育に関する啓発資料を作成し、各学校園において配布することで、乳幼児期の家庭教育に関する啓発を行っています。
- 【今後の方向性】** ○家庭教育啓発資料について、内容を再検討し改訂版を作成します。
- 家庭教育講演会の開催、個別の教育相談を実施するとともに、周知にも力を入れていきます。

17 病児・病後児保育事業の充実

- 【施策の内容】** ○病児・病気回復期の児童を保護者が家庭で保育できない場合に、保育所等に設けられた専用スペースにおいて、看護師等が一時的に児童の保育を行っています。現在1か所（播磨中央こども園／病後児保育のみ）で利用可能となっています。
- 平成29年度（2017年度）から近隣市の病児保育施設利用料の一部助成を実施しています。

【実績】

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
箇所数	1	1	1	1	1
延べ利用人数（人）	44	33	11	48	23

資料：福祉グループ（各年度3月末時点）

- 【今後の方向性】** ○必要に応じて播磨町内における病児保育施設の開所について検討していきます。

18 延長保育事業の充実

- 【施策の内容】** ○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育所、認定こども園において保育を実施しています。
- 現在2か所（蓮池保育園、キューピットこども園）で利用可能となっています。

【実績】

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
箇所数	2	2	2	2	2
登録児童数（人）	75	91	64	77	73
延べ利用人数（人）	3,474	3,209	3,792	3,832	3,123

平成30年度（2018年度）		蓮池保育園	キューピットこども園
登録児童数（人）		50	23
延べ利用人数 （人）	1時間延長	1,191	1,932
	2時間延長	125	-

資料：福祉グループ（各年度3月末時点）

- 【今後の方向性】** ○保護者のニーズに対応できるよう、保育士の確保等、提供体制を整備していきます。

19 一時預かり事業の充実

【施策の内容】 ○保護者の急用や病気等により一時的に児童を保育できなくなった場合や育児の精神的・肉体的負担軽減等の場合において、保育所等で児童を一時的に預かり、保育を行っています。

○幼稚園在園児を対象とした幼稚園型は現在公立3か所（播磨幼稚園、蓮池幼稚園、播磨西幼稚園）、私立2か所（キューピットこども園、播磨中央こども園）、幼稚園型以外は現在1か所（播磨保育園）で利用可能となっています。

【実績】

幼稚園型

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
箇所数	0	0	0	3	3
延べ利用人数(人)	-	-	-	7,555	8,659

※公立幼稚園のみ計上

幼稚園型以外

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
箇所数	1	1	1	2	1
延べ利用人数(人)	164	566	165	587	666

資料：福祉グループ（各年度3月末時点）

【今後の方向性】 ○今後も利用可能施設数の拡大（特に0～2歳児）について検討・協議していきます。

20 広域入所保育事業の実施

【施策の内容】 ○多様化する保育ニーズに対応し、保護者の利用便宜を図るため、近隣市町と連携し、居住地以外の保育所での保育ができるように努めています。

【今後の方向性】 ○近隣市町での待機児童の状況等を踏まえ連携を図りながら保育ニーズに対応していきます。

21 学童保育事業の充実

- 【施策の内容】**
- 就労等により、昼間、家庭に保護者のいない児童が安心して過ごせる環境を確保し健全な育成を図るため、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する学童保育に対する支援を行っています。
 - 現在8か所（播磨小学校学童、蓮池小学校第1学童・第2学童・第3学童、播磨西小学校第1学童・第2学童、播磨南小学校第1学童・第2学童）で利用可能となっています。
 - 支援員の資質向上、安定した運営体制の充実のため、補助金を活用し支援員の処遇改善を実施しています。

【実績】

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
箇所数		6	7	8	8	8
利用児童数 (人)	1～3年生	240	263	262	266	257
	4～6年生	83	106	116	99	133

令和元年度 (2019年度)	1～3年生	4～6年生	合計	定員
播磨小学校学童	52	24	76	60
蓮池小学校第1学童	47	31	78	6
蓮池小学校第2学童	35	23	58	58
蓮池小学校第3学童	32	8	40	42
播磨西小学校第1学童	21	11	32	49
播磨西小学校第2学童	14	5	19	35
播磨南小学校第1学童	3	12	43	55
播磨南小学校第2学童	25	19	44	55
合計	257	133	390	430

資料：福祉グループ（各年度5月1日時点）

- 【今後の方向性】**
- 保護者の就業率の上昇傾向と児童数の推移予測、校区の特性を考慮した施設の管理・運営を行っていきます。
 - 安定した運営が可能となるよう、支援員の処遇等についても引き続き指定管理者と協議していきます。
 - 新たな学童保育所を設置する際には余裕教室の徹底活用等を検討します。
 - 地域の教育力向上委員会において放課後子ども教室との一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策を検討します。
 - 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策を検討します。
 - 児童が学童保育所での生活を通して、社会性や主体性を身に付けることができるよう育成支援に努めるとともに、その内容について、利用者や地域住民への周知に努めていきます。

(3) 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

22 教育・保育施設及びその他の保育サービスの利用に関する情報提供

【施策の内容】 ○こども窓口に子育てコンシェルジュを配置し、利用に関する情報提供や相談を受けています。

【今後の方向性】 ○情報の収集に努めるとともに、関係機関との連絡調整等を充実させていきます。

23 子育て支援センター事業の充実

【施策の内容】 ○子育て支援センターにおいて、職員や臨床心理士による子育てに関する相談・支援を行うとともに、情報提供、講座の開催などを通じて、子育て家庭の育児不安の解消に努めています。

【実績】

平成 30 年度 (2018 年度)		北部	南部	合計
延べ利用人数 (人)		13,367	10,724	24,091
相談件数 (件)	電話	7	18	25
	来所	437	502	939
	心理	17	16	33

資料：福祉グループ (3月末時点)

【今後の方向性】 ○支援が必要な子育て家庭の複雑化にも対応できるよう、事業内容の充実を図り、引き続き必要な情報の提供、ニーズに沿った講座の実施を行っていきます。

○子育て支援センターの相談窓口としての機能を周知していきます。

24 子育てサービスと母子保健サービスの一体的な提供

【施策の内容】 ○母子健康包括支援センターとして、こども窓口を設置し、子育てコンシェルジュによる子育て支援サービスと保健師による母子保健サービスを一体的に提供しています。

【今後の方向性】 ○今後も、子育てコンシェルジュと保健師によるサービスを一体的に提供し、必要な方に必要な情報が届くよう努めます。

25 保育所・幼稚園・学校における相談体制の充実

- 【施策の内容】**
- 町内の保育所・幼稚園を地域に開かれた子育て支援の施設として位置付け、子育てに関する相談・情報提供を行っています。
 - 学校においては、スクールカウンセラーの配置や不登校などの悩みに関する相談に応じ、学校復帰を支援するための適応指導教室の事業を実施しており、子育てに悩みを持つ保護者に広く認知されてきています。

【実績】

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
スクー ルカウ ンセラ ー延べ 相談件 数 (件)	播磨小	306	394	109	145	197
	蓮池小	160	200	476	89	123
	播磨西小	211	162	570	75	159
	播磨南小	97	64	48	79	50
	播磨中	793	554	143	249	280
	播磨南中	73	96	67	50	68

資料：学校教育グループ（各年度3月末時点）

- 【今後の方向性】**
- 地域に開かれた教育・保育施設として、支援体制、教育相談、情報提供機能のさらなる充実を図るとともに、相談窓口としての機能を周知していきます。
 - 相談件数の増加、問題の深刻化に伴い、各校園特別支援教育コーディネーターを対象とした教育相談に関する研修による職員の資質向上を図るとともに、相談内容をしばって問題解決に向けた指導助言を得るよう努めます。
 - 子どもの学校園での生活の安定を図るため、スクールカウンセラー等の指導のもと、担任や保護者の連携を促進します。

26 関係機関と連携した相談体制の充実

- 【施策の内容】** ○要保護児童対策地域協議会における代表者会議・実務者会議・研修会等の実施により、関係機関で連携しています。
- 子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、こどもセンター（児童相談所）などの関係機関と連携し、各成長段階に応じた相談支援を実施しています。

【実績】

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
専任相談員数※ (人)		1	1	1	1	2
延べ 相談 件数 (件)	児童虐待 相談	23	9	22	37	20
	その他 養護相談	27	2	12	38	20
	保健相談	5	13	12	42	59
	肢体不自由 相談	14	17	18	14	15
	視聴覚 障がい相談	3	7	1	1	1
	言語発達 障がい相談	94	143	174	185	169
	重度心身 障がい相談	3	2	2	2	2
	知的障がい 相談	19	15	16	13	10
	自閉症等 相談	50	37	44	43	30
	ぐ犯行為 等相談	1	4	3	1	2
	触発行為 等相談	0	0	1	0	1
	性格行動 相談	4	5	13	9	7
	不登校相談	27	36	24	19	24
	適性相談	11	3	5	0	0
	育児・ しつけ相談	373	364	372	326	330
その他	22	11	5	23	8	
合計	676	668	724	753	698	

※福祉グループ配置数

資料：福祉グループ（各年度3月末時点）

- 【今後の方向性】** ○子どもに関する担当部署、要保護児童対策地域協議会に所属する関係機関と連携、情報共有を行いながら、成長段階に応じた相談しやすい体制を取っていきます。

27 利用者支援事業

- 【施策の内容】** ○子どもや保護者が、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から、ニーズに適したサービスを円滑に利用できるよう、子どもや保護者の身近な場所において情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を図っています。
- 平成 28 年度（2016 年度）から利用者支援事業特定型と母子保健型を福祉グループ、すこやか環境グループ合同でこども窓口として実施しています。

【実績】

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
箇所数	0	0	2	2	2
延べ利用人数（人）	0	0	480	578	608

資料：福祉グループ（各年度 3 月末時点）

平成 30 年度（2018 年度）	
延べ利用人数（人）	13,367
相談件数（件）	885
保育所受付及び相談件数（電話・窓口）（件）	322

資料：福祉グループ、すこやか環境グループ（3 月末時点）

- 【今後の方向性】** ○事業目的が達成できるよう、わかりやすく役に立つガイドブックなどの作成に努めていきます。

28 情報ガイドブック等の作成

- 【施策の内容】** ○保健・福祉・医療・教育等の各分野で実施している子育て支援に関する事業や、支援などの情報を取りまとめた冊子を赤ちゃん訪問の際などに配布しています。また、父親の育児参加の促進を目的として、父子手帳を町独自に作成し、配布しています。

- 【今後の方向性】** ○子育て支援ハンドブックや父子手帳の内容の見直しを行っていきます。

29 「広報はりま」や情報通信技術（ICT）を活用した情報提供

- 【施策の内容】** ○必要な情報がいつでも手に入るよう、「広報はりま」では教育委員会の施策及び各学校の教育方針や学校行事等の日常の実践を積極的に発信しているとともに、町のホームページではボランティアの募集や各種雇用募集だけでなくパブリックコメントを募集するなど情報提供、住民からの意見の吸い上げを行っています。
- 平成 30 年度（2018 年度）より子育てアプリ「すくすくはりま」を導入し、スマートフォンという、より身近な媒体へ情報提供を行っています。

- 【今後の方向性】** ○広報や町ホームページにおける、さらなる情報の発信・共有とあわせ、子育てアプリ「すくすくはりま」を活用し、健康診査や各種教室など子育て情報をスマートフォンへ配信することで、より多くの人への情報提供を図っていきます。

30 関係機関と連携した情報提供の充実

- 【施策の内容】** ○より多くの住民にサービスや制度を十分活用してもらえよう、子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、こどもセンター（児童相談所）などの関係機関と連携し、子育てに関する法制度や子育てに役立つ最新の情報の収集・提供を図っています。
- 就学サポート会議を開催し、関係機関の担当者が一堂に会して情報共有を図っています。
- 2歳未満児を対象とした「はりますくすくベビーフェスタ」を開催し、関係機関と協働して、参加者へのきめ細かい情報提供を行っています。
- 【今後の方向性】** ○関係機関と連携し、必要な情報を取りまとめ提供していくとともに、必要に応じてケース会議を実施する等、関係機関会議を充実していきます。さらに会議の内容をそれぞれの場で活かしていくことができるよう努めます。
- 多くの住民に情報が行き届くよう、「はりますくすくベビーフェスタ」の参加人数増加を目指します。

(4) 親の育ちと地域の子育て力の醸成

31 民生委員・児童委員活動への支援

- 【施策の内容】** ○地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）活動について啓発・普及を図るとともに、その活動の活性化の支援を行っています。
- 主任児童委員による子育て相談の実施を支援しています。
- 【今後の方向性】** ○民生委員・児童委員協議会の研修を通して知識を深め、さらなる相談体制充実を図っていきます。

32 こんにちは赤ちゃん事業

- 【施策の内容】** ○生後4か月までの乳児のいる世帯を民生委員・児童委員と主任児童委員とで全戸訪問し、相談・助言、情報提供を行うことで、乳児家庭の孤立防止や乳児の健全な育成環境の確保を図るとともに、子育て家庭と地域のつながりを深めています。
- 【今後の方向性】** ○訪問を辞退する世帯と地域のつなげ方について検討していきます。

33 地域活動事業の推進

【施策の内容】 ○中央公民館や各コミュニティセンター等で地域の高齢者との交流や年齢の異なる子ども同士の交流など、さまざまな事業が実施されています。児童の人を思いやる心や協調性を育むため、これらの活動を推進しています。

【今後の方向性】 ○子育て支援センターで活動している母親クラブや公民館等の公共施設で行っている「子育てサロン」活動、NPO法人が行っている地域活動等の情報を提供し、世代間交流を支援していくとともに、コーディネート人材の確保に努めます。

34 地域の子育て支援の充実

【施策の内容】 ○地域の施設を活用し、子育て経験者や地域住民と子育て中の親子が交流する場を設け、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会などを提供し、地域における総合的な子育て支援の充実を図っています。

○乳児健康診査後に、「播磨町地域の子育てに寄り添う会」が親子と小児科医の交流の場を設け、子育てに関する情報提供を行っています。

○4つの小学校区で地域の公民館やコミュニティセンターを利用した放課後子ども教室を実施しています。

○女性団体による講演会、イベント、登校時の見守り挨拶運動を実施しています。

【今後の方向性】 ○かつて子育て支援を受け親になった子育て世代の潜在的な力を活かす取り組みを模索していきます。

○地域ごとの拠点づくりを進めるにあたり、他団体との協議体制について検討していきます。

(5) 経済的支援の充実

35 児童手当等の支給

【施策の内容】 ○子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給するとともに、制度の広報に努めています。

【実績】

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
対象者数(人)	4,907	4,927	4,863	4,759	4,744
受給者数(人)	2,913	2,930	2,870	2,821	2,772

資料：福祉グループ（各年度3月末時点）

【今後の方向性】 ○手当を必要とする人に漏れなく支給されるよう、申請方法等について案内していきます。

36 保育所・幼稚園・認定こども園の保育料の減免

- 【施策の内容】** ○所得の急激な減少などの理由により、保育料の納付が経済的に大きな負担となる世帯を対象とした保育料等の減免について、毎年度当初の保育料決定通知書送付時に個別に制度案内チラシを同封するとともにホームページにも掲載しています。
- 【今後の方向性】** ○令和元年（2019年）10月より3～5歳児の教育・保育料の無償化が開始されており、必要に応じて保育料減免申請の案内を行っていきます。

37 小・中学校の就学援助

- 【施策の内容】** ○経済的な理由で、公立小・中学校の就学が困難な世帯を対象とした学用品費・通学用品費・学校給食費など学習に必要な費用の一部を援助しています。
- 平成29年度（2017年度）より新入学準備金の前倒し支給が可能となりました。
- 【今後の方向性】** ○認定基準を見直し、より公平・公正な制度にしていきます。

38 乳幼児医療費等助成事業

- 【施策の内容】** ○乳幼児医療費、こども医療費の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを推進しています。
- 町では所得制限を設けていないとともに、県制度にある定額、定率の一部自己負担を町費で負担しています。
- 【今後の方向性】** ○自己負担がないことによる過剰受診の可能性に留意しつつ、引き続き事業を継続していきます。

基本目標 2 未来を担う世代を育てる

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

39 学力向上の推進

- 【施策の内容】** ○児童・生徒が学校生活や学習を円滑に進め、基礎学力の着実な定着が図られるよう、放課後学習等の取り組み、つまずきポイント実践事例集を利用した授業の実践、ICT機器の活用した教育を行っています。
- 若手教員の授業力、指導力の向上に向けた研修を実施しているとともに、研究指定校事業により、研究を推進することで教員の資質向上を図り、教師力を磨き、組織として学校力の向上を図っています。
- 【今後の方向性】** ○引き続き指導内容・体制の充実を図るとともに、児童・生徒と教職員が向き合う時間、学習時間の確保に努めていきます。

40 きめ細やかな児童・生徒指導の推進

- 【施策の内容】** ○青少年育成推進委員会、生徒指導担当者会など学校・行政、地域、関係機関との連携体制により、児童・生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高める学校一体となった指導・支援体制を構築しています。
- 【今後の方向性】** ○道徳科目のカリキュラムを作成し、系統的かつ継続的に学校教育全体で道徳教育の推進体制を確立していきます。
- 小学校の自然学校、環境体験事業、中学校のトライやる・ウィーク、わくわくオーケストラなどの体験活動を充実します。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者等と連携し、児童生徒の変化に常に気を配り、悩みを積極的に受け止める校内教育相談体制を充実します。

41 児童・生徒の個性に応じた進路指導の充実

- 【施策の内容】** ○トライやる・ウィークやトライやるアクションを通して、働くことの意義を理解し、児童・生徒の持つ能力や適性など、一人ひとりの良さを踏まえた進路指導を推進し、個々に応じた進路選択ができるよう支援しています。
- 幼稚園・小学校・中学校と発達段階を踏まえた指導ができるよう、支援に関する伝達会を実施しています。
- 【今後の方向性】** ○キャリア教育のさらなる充実を図ります。
- 伝達会の実施方法について工夫・改善していくとともに、オープンスクール等での授業公開の参観による園児・児童・生徒の理解を促進します。
- 教育支援委員会においては、特別な支援を必要とする幼児・児童、生徒に対して早期からの一貫した教育相談及び支援、又は就学先の決定について審議を行います。

42 人権教育の推進

- 【施策の内容】** ○教育・保育現場において、児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解する力を養うため、講演会、DVD教材や資料等を通じた人権教育を推進しています。
- 子ども一人ひとりの基本的人権を尊重した教育・保育を実践するため、教職員等に対する研修を行っています。
- 【今後の方向性】** ○児童会や生徒会を中心とした携帯電話、スマートフォンの使用についてのルールづくりの促進や、専門家による講演会、学級活動などを通して、児童・生徒の情報モラルの向上を図り、ネット社会における人権侵害とその危険性についての指導を継続して行います。
- デートDVや性的マイノリティ（LGBT等）についての正しい知識を身に付けさせる学習を進めていきます。

43 交流教育の推進

- 【施策の内容】**
- ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、ともに学び、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らす地域社会の実現を目指し、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶ機会として、通常の学級等との交流及び共同学習を、計画的、組織的、継続的に実施しています。
 - 特別支援学校の児童・生徒が、居住地との結びつきを強め、地域での生活基盤を形成することができるよう、居住地の小・中学校の児童・生徒との交流及び共同学習を実施しています。
 - ノーマライゼーションの理念に対する理解が進み、共同学習について自然に受け入れられています。
- 【今後の方向性】**
- 交流学习の年間計画を学年当初より連携機関と話し合い、それぞれの児童・生徒の特性に合わせた内容を発達段階ごとに設定し、学びの充実を目指します。
 - 児童生徒の実態に合わせた目標設定を行い、効果的な活動につながるよう学習活動を工夫します。

44 地域とともにある学校づくりの推進

- 【施策の内容】**
- 未実施
- 【今後の方向性】**
- 蓮池小学校区で学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進します。

(2) 豊かな心を育む多世代交流の推進

45 乳幼児とのふれあい・交流機会の充実

【施策の内容】 ○総合的な学習の時間などを活用し、町内の中学校2年生を対象にした「思春期ふれあい体験学習」において、地域の子育て中の親子に中学校に来ていただき、子育て体験談や乳児の抱っこ体験を実施することで、子育ての大切さと命の大切さを学習しています。

【実績】

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
思春期ふれあい体験学習実施クラス数(クラス)	15	10	9	8	8
参加者数(人)	486	340	288	306	288

資料：すこやか環境グループ(各年度3月末時点)

【今後の方向性】 ○赤ちゃんのふれあいや子育て中の親の体験談を通して、父母の愛情を感じ自己肯定感の醸成に寄与する事業の目的と学校教育の中での位置付けを検討していきます。

○小・中学生が乳幼児とふれあい、子どもを産み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができるような機会を確保します。

○道徳教育で学ぶ「生命尊重」、「家族愛」などの道徳的価値観が、体験活動と結びつくよう指導の充実を図ります。

46 トライやる・ウィークの実施

【施策の内容】 ○働くことの意義や楽しさを実感し、社会の一員としての自覚を高めることができるよう、中学生を対象に、職場体験、福祉体験、勤労生産体験活動を実施し、推進協議会でその成果と課題を共有することで、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけるための支援を行っています。

【今後の方向性】 ○協力事業所の職種の偏りの解消と事業所数の確保拡大に努めていきます。また、キャリアノートやキャリア教育指導資料等を活用し、体験活動及び事前・事後指導の充実を図ります。

47 環境保全意識を高める教育の推進

【施策の内容】 ○環境問題・環境保全に関し、身近な話題や地域にある題材などを活用して学習できる機会として、リサイクルプラザでの環境学習や、環境に関連した夏休み体験教室を実施しており、児童・生徒の環境保全意識の向上を図っています。

【今後の方向性】 ○リサイクルプラザのさらなる利活用と、企業や団体と協働して環境教育を推進していきます。

○小学校における環境体験活動、自然学校の充実、人と自然の共生共存学習等のテーマ設定の工夫に加え、生活科や総合的な時間を活用し、学んだことを個人やグループテーマを設定した学びを推進します。

48 国際理解教育の推進

【施策の内容】 ○幼稚園や小学校低学年から英語活動に取り組むなど、早い時期からの外国語活動を推進しています。

○外国人講師を幼稚園年長、小学校、中学校に配置することで、外国語の授業時間だけでなく、休み時間など身近なところに外国人講師がいる環境づくりをし、国際理解教育を構築しています。

【今後の方向性】 ○令和2年度（2020年度）から、小学校中学年（3・4年）は年間35時間の外国語活動、小学校高学年（5・6年）は年間70時間の教科としての英語の学習が始まるため、円滑な移行に向けての小学校教員の英語研修や、小学校中学校英語の合同研修を充実します。

○小学校、中学校間でのALTの円滑な接続を図ります。

49 子どもの活動の活性化

【施策の内容】 ○身近な地域の中で、子どもたちがさまざまな文化活動や体験活動を行えるよう、公民館、図書館、郷土資料館で実施する講座や教室を充実させるとともに、コミュニティセンターや学校を拠点とした多世代との交流や地域活動への参加の場づくりを進めています。

【今後の方向性】 ○各施設において、引き続きさまざまな事業を実施していきます。

50 放課後子ども教室

【施策の内容】 ○放課後児童対策として、児童の健全な育成、放課後の居場所づくりを目的に、現在全小学校全学年を対象に、地域や指導員の協力のもと体験活動や交流活動を実施しています。

○平成27年度(2015年度)までは「のびっと」、平成28年度(2016年度)以降は「みんなでアソビバ!」として実施しています。現在は、6月から2月に原則各校週1回開催しています。

【実績】

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
箇所数		4	4	4	4	4
一体型	播磨小	26	13	65	37	38
	播磨西小	20	23	46	15	15
連携型	播磨南小	13	11	46	25	39
	蓮池小	40	46	128	93	95
サポーター(指導者)数(人)		10	10	6	7	6

資料：生涯学習グループ(各年度3月末時点)

【今後の方向性】 ○今後も地域との連携・協働の充実を図り、参加児童を増やしていきます。

○地域の教育力向上委員会において学童保育所との一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策を検討します。

(3) 不登校等の問題を抱えた児童・生徒への支援

51 スクールカウンセラーの配置

【施策の内容】 ○悩みを持つ児童・生徒及びその保護者等に対し、カウンセラーによる教育相談を定期的実施するとともに、学校との情報共有や共通理解を図り、気軽に相談できる体制づくりを行っています。

【実績】(再掲)

(再掲)		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
スクールカウンセラー延べ相談件数(件)	播磨小	306	394	109	145	197
	蓮池小	160	200	476	89	123
	播磨西小	211	162	570	75	159
	播磨南小	97	64	48	79	50
	播磨中	793	554	143	249	280
	播磨南中	73	96	67	50	68

資料：学校教育グループ(各年度3月末時点)

【今後の方向性】 ○職員を対象とした支援充実のための研修会及び児童・生徒対象の研修会を実施します。スクールソーシャルワーカーとの連携を視野に入れ、組織的な支援体制のさらなる充実を図ります。

52 適応指導教室の充実

- 【施策の内容】** ○不登校傾向や不登校の状態にある児童・生徒を対象に、個々に応じたゆとりある活動と自立支援、集団への適応指導を行う適応指導教室を実施し、児童・生徒の自信や自尊感情の回復と居場所づくりを行っています。
- 【今後の方向性】** ○不登校傾向にある児童・生徒への早期対応と相談事業の充実を図ります。
- スクールソーシャルワーカーを活用することにより、関連機関とチーム連携を図り、原因の究明と環境の改善を図ります。
- 学校復帰に向けた適応指導教室での指導（支援員、メンタルフレンドの活用等）を充実します。

53 不登校・ひきこもりに関する関係機関ネットワークの整備

- 【施策の内容】** ○不登校・ひきこもり、また青年期の若者を取り囲むさまざまな問題に適切な対応が図られるよう、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえて、教育・福祉・保健が連携した取り組みを行っています。
- 要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携のもと、要保護児童とその保護者に関する情報収集及び適切な支援を行っています。
- 平成30年度（2018年度）より、児童相談員を1名増員しています。
- 【今後の方向性】** ○学校訪問などにより関係機関のネットワークの実現、連携した取り組みを図り、ひきこもりに関する相談体制を充実します。

基本目標3 子どもと母親の健康を守る

(1) 母子保健の充実

54 不妊治療への支援

- 【施策の内容】** ○不妊治療費助成制度により、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）に対する費用の助成を行っています。
- 県の不妊専門相談の広報に努め、住民の利用を促すとともに、県の関係機関との連携を図っています。
- 【今後の方向性】** ○制度に関する広報やニーズの把握に努めます。

55 母子健康手帳の交付

- 【施策の内容】** ○母子の健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、子育てを記録する手帳として母子健康手帳を交付しています。
- 交付時には妊婦に対してリーフレットを配布するなど、妊娠中や子育ての不安の軽減を図るための情報の提供を行います。
- こども窓口の設置により母子保健窓口を特化し、特定妊婦への支援や、よりきめ細やかな案内や制度の説明を行っています。
- 【今後の方向性】** ○母子健康手帳の交付時に情報収集・リスクアセスメントを行い、必要に応じて個別支援計画を策定します。

56 妊婦健康診査費の助成

- 【施策の内容】** ○妊婦健康診査費の一部を助成することで、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持・増進に寄与しています。助成額の引き上げ、協力医療機関の拡大など一定の整備は進んでいる状況です。
- 現在3医師会（加古川医師会、高砂市医師会、明石市医師会）所属の病院で利用可能となっています。上記以外の病院でも受診可能ですが、利用者の申請による償還払いでの対応となります。
- 【今後の方向性】** ○妊婦健康診査費の一部助成を継続実施し、妊娠時からの支援の充実と仕組みづくりのための人材確保に取り組んでいきます。

57 妊産婦訪問指導

【施策の内容】 ○支援の必要な妊婦・産婦の早期把握に努め、妊娠・出産・子育てに関して個々に応じた相談や保健指導を家庭訪問により行い、安心して出産、子育てができるよう支援しています。特に見守りが必要な家庭については、庁内の担当グループが連携して対応しています。

【実績】

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
延べ訪問 件数(件)	妊婦	21	11	22	25	36
	産婦	228	224	238	208	214

資料：すこやか環境グループ（各年度3月末時点）

【今後の方向性】 ○エジンバラ産後うつ病質問票や訪問時の様子から、必要な場合は再訪問や電話連絡等を実施し、継続的に支援します。

58 乳幼児訪問指導

【施策の内容】 ○家庭訪問により子育てに関する相談や保健指導などを行い、母親の育児不安の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を促しています。必要な乳幼児に対しては、訪問機会を増やしています。

【実績】

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
延べ訪問 件数(件)	未熟児	13	22	33	23	19
	新生児	92	106	128	107	131
	乳児	123	115	91	81	64
	幼児	20	51	60	48	56

資料：すこやか環境グループ（各年度3月末時点）

【今後の方向性】 ○必要に応じて訪問を実施することで、安心して子育てができるよう支援するとともに、訪問に積極的でない家庭についても支援が行き届くよう検討していきます。

59 産後ケアの充実

【施策の内容】 ○親の育児不安の解消等を図るため、医療機関と協力し、必要な方に対し、産後ケアが提供できる環境を整えています。

【今後の方向性】 ○今後も協力体制を維持し、必要な方に対し、産後ケアの提供ができる環境の整備に努めていきます。

60 子育て相談・健康教育

【施策の内容】 ○子育て支援センターにて、助産師・栄養士による相談機会を設けているほか、両親学級で参加者の交流の時間を設け、悩みの共有や友達作りの機会としているなど、子育てに関する不安の軽減、孤立感の解消に努めています。

【実績】 両親学級

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施回数(回)	8	8	8	6	6
延べ参加者数(人)	71	109	136	94	84

離乳食講習会

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施回数(回)	4	6	6	6	3
延べ参加者数(人)	88	119	140	124	33

※平成30年度(2018年度)は「離乳食講習会」を実施せず「ママ食堂」で計上。

資料：すこやか環境グループ(各年度3月末時点)

【今後の方向性】 ○離乳食相談などによる適切な離乳食の知識の習得と母親同士のふれあいの機会を提供します。
○健康教育のひとつとして子育てアプリ「すくすくはりま」の利活用について検討していきます。

61 乳幼児健康診査

【施策の内容】 ○発達確認や健康保持・増進、また疾病・虐待の早期発見などを目的に、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象とした健康診査を実施しています。

○健康診査の未受診児に対しては、早めに勧奨していく等の工夫により、受診率の向上を図るとともに、健診に携わるスタッフの知識・技術の向上と統一のため、マニュアルの作成、スタッフに向けた研修会（1回/年）の実施に取り組んでいます。

【実績】

乳児健診

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
該当児数（人）	290	301	296	247	246
受診児数（人）	274	301	292	245	243
受診率（％）	94.5%	100.0%	98.6%	99.2%	98.8%

10か月児健診

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
該当児数（人）	312	290	329	293	245
受診児数（人）	305	286	319	277	233
受診率（％）	97.8%	98.6%	97.0%	94.5%	95.1%

1歳6か月児健診

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
該当児数（人）	324	314	312	294	279
受診児数（人）	316	303	305	289	280
受診率（％）	97.5%	96.5%	97.8%	98.3%	100.4%

3歳児健診

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
該当児数（人）	342	343	352	313	324
受診児数（人）	335	328	340	308	323
受診率（％）	98.0%	95.6%	96.6%	98.4%	99.7%

資料：すこやか環境グループ（各年度3月末時点）

【今後の方向性】 ○スタッフの能力向上に向け、引き続き研修会を実施していきます。

○未受診児へのフォローについて検討していきます。

62 乳幼児発達相談／親子相談

- 【施策の内容】** ○発達上の支援が必要な親子に対して、よりよい成長発達を促すため、専門家による乳幼児発達相談や親子相談を実施し、助言を行うほか、必要時には専門機関を含めた適切な紹介先へ紹介しています。
- 【今後の方向性】** ○それぞれのケースに合わせて寄り添い、一緒に改善策や支援方法を検討していきます。

63 予防接種事業

- 【施策の内容】** ○感染により病状が著しく重くなるおそれのある疾病の発生予防及び地域へのまん延防止のため、予防接種を行っています。
- 予防接種情報は広報や子育てアプリ「すくすくはりま」に掲載するとともに、予防接種の正しい知識の普及・啓発に努めています。
- 【今後の方向性】** ○未接種者への勧奨、子育てアプリ「すくすくはりま」の利用者の増加を図ります。

64 歯科保健事業の推進

- 【施策の内容】** ○妊娠中から母と子の歯の健康づくりに取り組み、ライフサイクルに応じた教室や相談、歯科健診等を行っています。
- 母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診を勧奨するとともに、「両親学級」における歯科衛生士による指導、1歳6か月児・3歳児健康診査時に歯科衛生士による歯科相談を実施し、歯科保健に対する意識を高め、よりよい生活習慣の定着を促進しています。
- 【今後の方向性】** ○引き続き多様な機会をとらえ、歯科保健の推進を図っていきます。

(2) 思春期保健対策の充実

65 思春期健康教育の推進

【施策の内容】 ○次代の親となることが期待される子どもが、将来、住み慣れた地域で健やかに自分の子どもを産み育てることができるよう、中学校2年生を対象にした「思春期ふれあい体験学習」を実施する等、地域の子育て中の親や子どもとふれあう機会を設け、妊娠・出産・子育てに対する正しい知識の普及を促す健康教育や保健指導を行っています。

【実績】

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施クラス数(クラス)	15	10	9	8	8
参加者数(人)	486	340	288	306	288

資料：すこやか環境グループ（各年度3月末時点）

【今後の方向性】 ○若年での妊娠・望まない妊娠に対しての教育や支援体制が必要であることから、「思春期ふれあい体験学習」時に、子どもを産むことの責任を伝える内容も取り入れます。

66 学校における健康診査

【施策の内容】 ○学校医や加古川総合保健センターの協力のもと、児童・生徒に対する健康診査や各種検診を行い、生活習慣の改善を促進しています。

【今後の方向性】 ○児童生徒の生活習慣改善に向け、健診（検診）結果に基づく個々への指導等について、学校との連携を図っていきます。

67 性に関する情報についての学習機会の充実

【施策の内容】 ○性に関する情報について、専門的な知識を持った講師等を学校に招く等、学校等関係機関との連携により、学習機会の提供を行っています。

【今後の方向性】 ○幼・小・中の発達段階におけるカリキュラムの整理と連携、情報交換を行っています。

○性教育年間指導計画に基づいた授業の充実を図ります。

○教育委員会と連携協力し、推進していきます。

68 飲酒・喫煙・薬物乱用に対する教育の充実

- 【施策の内容】** ○中学校2年生を対象にした「思春期ふれあい体験学習」における喫煙の害についての指導や、警察や学校医による薬物乱用防止教室を実施する等、関係機関との連携により、喫煙・飲酒や薬物乱用など心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育を推進するとともに、各種イベントなどの機会をとらえて啓発や情報提供を行っています。
- 【今後の方向性】** ○母子健康手帳交付時に妊娠中の喫煙・受動喫煙の防止を指導、パンフレットを配布します。
- 機会をとらえて、喫煙に対する健康教育の実施を検討します。
- 薬物乱用防止教育や防煙教室の実施等、保健学習における健康に関する学習を推進します。
- 学校医等との連携を図ります。
- 学校における広報活動を推進します。

69 相談支援体制の充実

- 【施策の内容】** ○児童・生徒の健康上のさまざまな問題に対する取り組みを進めるため、小・中学校にスクールカウンセラーやスクールアシスタント、スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的な視点から児童生徒の心理的、情緒的な課題や虐待等などの問題解決に向けた取り組みを行っています。
- 【今後の方向性】** ○児童・生徒の問題に対してスクールカウンセラーだけでなく、学校生活サポーターなどの人材を広く登用し、それぞれの場に応じて適宜対応できる体制を推進します。
- スクールソーシャルワーカーを活用することにより、関係機関との連携と環境の改善、保健分野での相談支援体制の充実を図ります。

(3) 食育の推進

70 乳幼児期からの食生活の基礎づくりへの支援

- 【施策の内容】** ○乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣を身につけることができるよう、離乳食相談や健康診査、健康教室等の機会を活用し、「食」に関する正しい知識の普及と相談、保護者同士の「食」の情報交換ができる機会の提供を行っています。
- 【今後の方向性】** ○離乳食相談など離乳食の知識の習得と体験の機会とします。

71 住民による食育活動への支援

- 【施策の内容】** ○健康づくりを推進するため、「食」に関する住民の自主的な活動に対して活動の場を行うとともに、講座を開催する等情報の提供を行っています。
- 【今後の方向性】** ○働き盛り・子育て中の世代にも参加してもらえるよう、祝日開催イベントなどを活用し、土日祝日開催の講座を検討していきます。

72 学校・園における食育の推進

- 【施策の内容】** ○児童・生徒が「食」に対して関心を持ち、「食」に対する正しい知識と食習慣が身に付くよう、小学校において、給食献立の中から、枝豆、ソラマメのさやはずし等の体験活動を行う等、学校・園において「食」に関する学習を実施しています。
- 【今後の方向性】** ○食育全体計画に基づき食育を充実します。
- 給食の時間において栄養教諭と学級担任が連携した日常的な指導、体験的な指導を継続して実施します。
- 毎月の給食だよりで家庭での食育を促進します。
- J A、漁協などと連携し、体験的な活動を通して身近な食に対する関心を高めていきます。

73 共食による食育の推進

- 【施策の内容】** ○食事のマナーや習慣等、食生活に関する基礎を習得できるよう、家族揃って食事をとること（共食）の楽しさ、大切さについて啓発しています。
- 家庭科の授業時間、教科を通じて食生活の重要性を子どもたちに伝えていきます。
- 【今後の方向性】** ○ライフスタイルの多様化に伴い、必ず家族そろって食事をするという従来の共食ではなく、これからの時代に合わせた共食のあり方を伝えていきます。
- 家庭教育啓発資料を活用し、家庭教育力の向上を図ります。また、「給食展」などの機会をとらえて、食育の大切さを家庭に啓発していくとともに、毎月の給食だより、献立表で家庭での食育を推進します。

(4) 小児医療体制の充実

74 乳幼児事故防止に関する啓発

- 【施策の内容】** ○子どもの不慮の事故死亡が起きないように、母子健康手帳交付時・乳児健康診査時には事故防止に関する啓発パンフレット等を配布、指導を実施するとともに、意識の向上を促しています。また、広報やホームページにて情報提供を行っています。
- 【今後の方向性】** ○「はりま風薫るフェスタ」時に、子どもの視野範囲体験や誤飲チェッカーなどの媒体を通して、啓発を行います。

75 救急医療体制の充実

- 【施策の内容】** ○加古川医師会圏域での連携体制を整備し、日曜日・祝日、年末年始、夜間における救急診療体制及び小児二次救急医療体制の充実に取り組んでいます。
- 子どもの救急時に保護者が適切に対応できるよう情報提供を行っています。
- 【今後の方向性】** ○引き続き、日曜日・祝日、年末年始、夜間における救急診療体制及び小児二次救急医療体制について、近隣市町と連携し、充実を図っていきます。

基本目標 4 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる

(1) 子どもの視点にたったまちづくり

76 子どもが意見発表できる機会や場の充実

- 【施策の内容】** ○子ども自身が主体的に自分の意見を発表できる場や機会を提供しています。
- 子どもの意見を反映したまちづくりを推進する取り組みとして、役場においてトライやる・ウィークを受け入れ、参加した子どもたちが主体的に考えながら役場の業務を経験してもらうことができています。
- 【今後の方向性】** ○まちづくりに対する子どもたちの意見交換の機会や職場体験の場としてのトライやる・ウィークの受け入れなどを通して、今後も子どもたちのまちづくりへの思いが表現できる場を提供していきます。
- トライやる・ウィークの受け入れにおいては、複数グループでの連携を図る等、庁内での受け入れ体制について検討していきます。

77 子ども参画型事業の推進

- 【施策の内容】** ○まちづくりや環境問題、防火・防災、青少年健全育成活動などの広報・啓発活動に子どもの参加・参画を広く募り、子どもの視点を生かしたまちづくりに取り組んでいます。
- 日常的なペットボトルのキャップ回収事業や牛乳パック回収事業の実施による環境問題に対する意識付けを行うほか、子どもたちの心身の成長や自主性を養うため、本町と交流のある朝来市との間で、小学校3・4年生を対象に1泊2日の日程で「チャレンジ教室」を実施し、親元を離れて集団生活を経験する機会を提供しています。
- 【今後の方向性】** ○児童・生徒が日常生活や学校生活の中で感じていること、夢や希望などについて考えたり、主体的に発表する機会を設けたり、児童会・生徒会が中心となった活動を推進します。
- 今後も「チャレンジ教室」を実施します。その中で子どもたちがグループに分かれ行動することにより、自主性を養いながら、異なる地域の子どもたちとの交流を深め、郷土愛や愛着の深まりを醸成します。

(2) 地域のつながりの促進

78 異年齢がふれあい・交流できる拠点の充実

- 【施策の内容】**
- 教育・保育施設、子育て支援センター、公民館、コミュニティセンター、児童館などの地域の各福祉施設等を、子どもの遊び場や地域住民と子どもとの交流の場、子育てサークルの活動の場など子育て支援の拠点として柔軟かつ有効に活用しています。
 - 子育て支援センターでの「両親学級」の開催、中央公民館での自主事業として「子どもいきいき体験隊」の実施など、各施設で多様な交流事業が実施されています。
 - 児童館では、トライやる・ウィークの受け入れや、長期休暇中に地域の方を講師として地域交流講座（竹水鉄砲作り・門松作り・オーナメント作り）を開催しています。また、母親サークル主催の夏祭り・ボディペインティングも開催しています。
 - 小学校低学年では、生活科の授業において、地域の方々からの昔遊び等を伝承していただき、小学校クラブ活動では、児童の個々の取り組みに応じた地域の方をゲストティーチャーとして迎える等、子どもたちと地域との関わりを促進しています。
- 【今後の方向性】**
- 教育・保育施設において現在実施している園庭開放や地域住民参加行事を引き続き実施していきます。
 - 子育て支援センターや保育施設で行っている地域交流講座を引き続き行い、より良い交流の場を提供していくとともに、子育て支援の拠点を保健事業の場を利用する等の他分野との共同事業を拡大していきます。
 - 児童館での長期休暇中の中学生・高校生との交流会の実施を検討します。また、月1回、芝生広場をランチスペースとして開放し、交流の深まりを促進します。
 - 計画的に施設の改修を実施し、長寿命化を図ります。

79 地域スポーツ活動の推進

- 【施策の内容】**
- 総合型地域スポーツクラブとして運営しているNPO法人「スポーツクラブ21 はりま」と連携し、総合体育館を中心にさまざまな教室、イベントを実施することで、あらゆる子どもがスポーツに取り組める環境を整備しています。
- 【今後の方向性】**
- 体育施設の老朽化が進んでいるため、計画的に施設の改修を実施し、長寿命化を図ります。

80 子ども会活動などの充実

【施策の内容】 ○地域でのさまざまなスポーツや体験活動などを通して、感性豊かな人間性や健康な体づくりを推進するため、事務局機能を行政が支援し、子ども会活動の充実を図っています。

【実績】

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
団体数(団体)		27	26	25	24	22
会員数 (人)	大人	450	436	416	405	383
	就学前児童	67	89	71	65	70
	小学生	1,259	1,229	1,225	1,125	1,052
	合計	1,776	1,754	1,712	1,595	1,505

資料：生涯学習グループ（各年度3月末時点）

【今後の方向性】 ○引き続き子ども会活動の支援を行っていきます。

(3) 子どもの安全の確保

①子どもが安全に過ごせる場の整備

81 地域の公園や広場の継続した環境づくり

【施策の内容】 ○地域の子どもたちが気軽に遊び、自然と親しみ、地域住民とふれあえる場として町内各地区に設置されている公園や広場の活用を促進するとともに、公園遊具の定期点検を実施するなど子どもが安全にのびのび遊べる環境づくりに取り組んでいます。

○平成30年度(2018年度)から3か年で望海公園(交通公園部分)のリニューアルを実施しています。

【今後の方向性】 ○老朽化した遊具等の公園施設を順次に更新していきます。

82 公共施設や道路の段差解消などバリアフリー化の促進

【施策の内容】 ○子ども連れの親が、安全かつ安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路の段差解消などバリアフリー化を進めています。

【今後の方向性】 ○既存公共施設点検を実施しバリアフリー化を引き続き促進します。

83 ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備促進

【施策の内容】 ○新たに整備する施設等については、ユニバーサルデザインの視点に立ち、子どもを含めたすべての住民が利用しやすいよう、移動円滑化整備ガイドラインに基づき整備を推進しています。

【今後の方向性】 ○引き続き推進していきます。

②防犯、防災、事故対策面の強化

84 街灯補助事業

【施策の内容】 ○自治会が防犯の目的で、既設街灯をLED街灯に取り換える場合やLED街灯を新設する場合において工事費の補助を行うとともに、自治会が設置する街灯の電気代に対しても補助を行い、地域における犯罪の未然防止に取り組んでいます。

【今後の方向性】 ○引き続き工事費の補助を行っていきます。

85 防犯対策事業の推進

【施策の内容】 ○子どもを犯罪被害から守るため、防犯の視点から公共施設等の整備を進めるとともに、住民が組織する防犯活動団体への補助を通して、コミュニティ組織による地域安全活動の充実や防犯活動を促進しています。

【今後の方向性】 ○引き続き住民が組織する防犯活動団体への補助を行っていきます。

86 地域安全事業の推進

【施策の内容】 ○各小学校区に設置されている「子どもを守る110番の家」の取り組みを行っています。

○学校・地域・警察との連携を図り、特に不審者情報については学校と警察間で迅速な情報の共有ができる体制を構築することで、安全な地域コミュニティづくりを推進しています。

【今後の方向性】 ○各小学校区に設置されている「子どもを守る110番の家」の取り組みを充実し、新たに設置していただける方の募集を適宜行います。

○携帯電話のメール機能を活用し不審者情報を提供するなど、地域での情報共有と防犯への取り組みを強化します。

○各学校園への不審者情報の伝達と見回りの強化を図ります。

87 子ども自身の防犯意識の向上

【施策の内容】 ○防犯教室の実施、学習等による防犯指導や防犯訓練を行うとともに、小学生を対象に防犯用品（下敷き等）の配布を行い、子ども自身の防犯に対する意識の向上に取り組んでいます。

【今後の方向性】 ○学校園からの要請に合わせて警察とも連携し、実施してきます。

○長期休業前だけではなく、普段から学級活動、総合的な学習と関連させて、防犯教育の充実を図ります。

88 学校・園の安全確保を図る取り組みの推進

- 【施策の内容】 ○最近の学校・園での犯罪発生を踏まえ、マニュアルに沿った防犯訓練や専門家による実地研修の実施、不審者情報の共有や注意喚起を行い、学校・園での安全確保に努めています。
- 【今後の方向性】 ○学校における不審者侵入対応等、児童・生徒の安全を第一とした防犯教育の計画実施を推進し、多様化する問題に対応できる内容の見直しを進めていきます。

89 交通安全教育・啓発事業の推進

- 【施策の内容】 ○子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動に取り組むとともに、幼稚園・保育所・小学校において、警察の協力のもと、講話やビデオ、実技指導などによる交通安全教室を実施しています。
- 【今後の方向性】 ○幼稚園・保育所・小学校での交通安全教室を継続していきます。

90 児童等の安全な自転車利用の推進

- 【施策の内容】 ○改正道路交通法の施行により、自転車乗用中の幼児・児童のヘルメット着用が努力義務となっていることから、ヘルメットの着用に向けた啓発活動を行っています。
- 通学路等の要望について毎年、可能な範囲で対応を行っています。
- 【今後の方向性】 ○交通規制等のハード面の整備だけでなく、ソフト面の充実を検討していきます。

91 通園・通学路の安全確保の推進

- 【施策の内容】 ○通園・通学路の安全点検を実施するとともに、通学路安全推進会議を定期的開催し、子どもの安全に配慮した道路改修や防犯灯設備の充実など、危険箇所の改善に努めています。
- 学校安全ボランティアやPTA等と連携して、子どもたちの通園・通学の安全確保に取り組んでいます。
- 【今後の方向性】 ○引き続き通園・通学路の安全確保に努めていきます。

92 安全・安心なインターネット利用の推進

- 【施策の内容】 ○青少年がSNS等のインターネットを安全・安心に利用できるよう、小・中学校で児童・生徒と保護者向けに講演会を定期的実施しています。
- 【今後の方向性】 ○児童・生徒をネットトラブルから守るため、地域や家庭への啓発を推進します。

③まちぐるみの青少年健全育成

93 「大人が変われば、子どもも変わる運動」の推進

- 【施策の内容】** ○大人自身が姿勢を正し、モラルの向上に努めながら、地域の教育力を高める取り組みを推進するため、地域で活動する少年補導委員や地域教育推進委員を中心に幅広い啓発活動に取り組んでいます。
- 少年補導委員については、年 20 回町内補導を行い、コンビニ等へ青少年愛護条例の内容を伝え、成人雑誌の陳列などの確認や指導を行っています。
- 【今後の方向性】** ○青少年愛護条例の内容を踏まえ、環境浄化活動の一層の充実を図り、地域や家庭への啓発運動に取り組んでいきます。

94 社会環境の点検活動の推進

- 【施策の内容】** ○県民局の活動推進員の方と連携し、青少年を取り巻く有害環境の実態把握に努め、青少年育成推進委員会で対策を検討しています。
- 【今後の方向性】** ○青少年の健全育成を目指した社会環境の点検活動を今後も行っていきます。

95 青少年対策事業の推進

- 【施策の内容】** ○お祭り等の住民が大勢集まる場で、ウェットティッシュを配布する等、暴走族追放・少年非行防止の街頭啓発活動を行うことで、青少年健全育成に対する理解を図り、健全育成にふさわしい環境づくりに取り組んでいます。
- 【今後の方向性】** ○少年補導委員の播磨町主催事業での巡回補導をこれまで同様に行い、住民の健全育成に関する理解を求め、活動を推進します。
- 少年非行における問題点を整理し、他市町との連携のもと、青少年の健全な環境づくりを図っていきます。

96 地域住民との連携による青少年健全育成活動の推進

- 【施策の内容】** ○各種団体や地域ボランティアによる見守り活動、補導活動や年 2 回の推進会議の開催など、地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりを促進しています。
- 【今後の方向性】** ○各学区組織との連携により地域住民による青少年に対する声かけや街頭啓発などを推進します。
- 「東はりま地域子育てネットワーク交流大会」の開催や、地域での防犯パトロールなど、子どもたちへの声かけ運動に協力し、地域をあげて見守り運動を推進します。
- 自治会等へ説明を行い、補助制度の啓発を進めるとともに見守り運動等を実施する地域団体等への補助金を交付します。

基本目標5 仕事と子育ての両立を推進する

(1) ワーク・ライフ・バランスの促進

97 育児休業制度・介護休業制度などの普及・啓発

【施策の内容】 ○育児休業や介護休業などを取得することへの理解と協力を得るため、町内の事業所に対し、法改正時等には商工会を通じてパンフレットを配布することや、研修会の開催などを通じて制度の普及・定着を図っています。

【今後の方向性】 ○引き続き、商工会を通じた情報提供を行っていきます。

98 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

【施策の内容】 ○町内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進が業務の効率化や企業イメージの向上につながるることについて、商工会を通じてパンフレットを配布する等啓発を行ってしています。

【今後の方向性】 ○引き続き、商工会を通じた情報提供を行っていきます。

99 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の内容】 ○播磨町自身がモデル事業所となるよう、職員の育児休業取得を促進するなど、仕事と子育ての両立が実現できる職場環境づくりに努めています。

○平成31年度(2019年度)より、子どもの看護休暇の適用範囲の拡大を行いました(対象年齢の拡大、取得事由の追加)。

【今後の方向性】 ○業務の「見える化」をはじめとした業務改善、機構改革等も視野に入れた業務負担の平準化により時間外勤務を削減し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図っていきます。

100 再雇用制度導入への働きかけ

【施策の内容】 ○育児休業など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりとともに、再雇用制度の導入などについて、商工会を通じてパンフレットを配布する等啓発を行ってしています。

【今後の方向性】 ○引き続き、商工会を通じた情報提供を行っていきます。

(2) 男女共同の子育ての推進

101 男女平等教育の推進

【施策の内容】 ○男女共同参画社会の実現に向け、学校・園において、特別活動や道徳教育等を通して、児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育を推進しています。

【今後の方向性】 ○研修内容の工夫・改善、キャリア教育の充実、特別の教科、道徳での取り組みを行っていきます。

102 教育・保育関係職員の指導力の向上

- 【施策の内容】** ○保育所の保育士や幼稚園、小・中学校の教職員が男女平等教育に対する正しい認識を持って、児童・生徒の指導を行えるよう、研修機会を提供しています。
- 【今後の方向性】** ○保育士に必要な研修を定期的実施するとともに、研修内容について工夫・改善していきます。

103 男性向け家庭生活講座等の開催

- 【施策の内容】** ○男性の家事や子育てなど家庭生活への主体的な参加を促進するため、妊婦とパートナーを対象にした「両親学級」を土曜日に開催したり、「いずみ会」による男性料理教室を広報に掲載したりし、家事や子育てに関する知識・技能が身に付けられる学習機会を提供しています。
- 【今後の方向性】** ○「両親学級」において、父親向けに実践的な子育て技術が習得できるような内容を取り入れます。
- 「いずみ会」による男性料理教室を継続実施し、あわせて広報に取り組んでいきます。
- 2歳未満児の親子を対象にした「はりますくすくベビーフェスタ」で、親子遊びの実施・子育ての情報提供等を行います。

104 男性の育児休業・介護休業取得に向けた働きかけ

- 【施策の内容】** ○子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女共同責任の認識を浸透させる学習機会の提供とともに、育児休業や介護休業など諸制度についての啓発を行っています。
- 庁内においては、配偶者が妊娠した旨の申出のあった男性職員及び妊娠の申出のあった女性職員に対して、父子手帳の配布を行い、育児休業等に関する制度について周知を図っています。
- 【今後の方向性】** ○実際の利用につながるよう促進を図ります。
- 商工会を通じて法改正時等にパンフレットを配布し、情報提供を行います。

基本目標 6 援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する

(1) 児童虐待防止対策・社会的養育の推進

①子どもの権利に関する普及啓発

105 「子どもの権利条約」の普及・啓発

【施策の内容】 ○子どもの権利に対する認識を深めるため、「子どもの権利条約」の趣旨の理解促進を図る啓発活動を引き続き行い、子どもの権利が保障される地域づくり・意識づくりに取り組んでいます。

【今後の方向性】 ○人権課題の一つであり、広く人権尊重意識の醸成を図っていますが、子どもの権利条約に特化した啓発等を行っていないため、機会をとらえて啓発を行っていきます。

106 人権教育推進事業

【施策の内容】 ○児童・生徒や保護者が豊かな人権感覚を育むことができるよう、各学校園における人権教育のほか、播磨町人権・同和教育研究協議会を中心に、いきいきフォーラムの開催など地域での学習の場づくり支援等、さまざまな啓発事業を行っています。

○DVD教材や資料の充実、参加型学習など、新たな学習方法も取り入れながら子どもと保護者への人権教育を推進しています。

【今後の方向性】 ○引き続き、播磨町人権・同和教育研究協議会・地域と協働して人権教育を推進します。

○学校教育活動全般を通して、人権尊重の精神の養成を図ります。

○家庭教育啓発資料を活用します。

107 子どもの権利擁護に関する普及啓発

【施策の内容】 ○未実施

【今後の方向性】 ○体罰や暴力（DV等含む）が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解を普及・啓発する等、子どもの権利擁護の推進に関する取り組みを検討していきます。

②児童虐待防止・早期発見・早期対応に向けた取り組み

108 児童虐待防止ネットワークの推進

- 【施策の内容】**
- 要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、さらには被虐待児童の適切な保護に至るまでの総合的、組織的な対応を行えるよう体制を整備しています。
 - 平成30年度（2018年度）より児童相談員を1名増員し、教育委員会との定期的な情報交換会議を開催しています。
 - 地域住民やNPOなど地域に根ざした組織・団体にも参加を求め、児童虐待予防のためのきめ細やかな取り組みを強化し、地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、セーフティネットの構築に取り組んでいます。
- 【今後の方向性】**
- 引き続き、要保護児童対策地域協議会実務者会議（奇数月）、ケース会議（適宜）を開催するとともに、専任の児童相談員と主任児童委員による学校園の巡回訪問を実施します。
 - 子ども家庭総合支援拠点の整備を目指します。

109 虐待の早期発見・早期対応に向けた予防啓発の推進

- 【施策の内容】**
- 地域・学校・保健・福祉・医療等の関係機関が連携を図り、養育支援訪問事業によって、妊娠中からのハイリスク家庭の発見と支援を推進しています。
 - 虐待や虐待につながる事案について学校と連絡を密にして虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、情報提供について常に呼びかけて教職員に意識付けを行っています。
 - 虐待を発見した場合の通報体制などを地域住民・保護者に周知し、虐待の早期発見・早期対応につなげています。
 - ペアレントトレーニングなどを活用し、虐待の予防に努めています。
- 【今後の方向性】**
- 要保護児童対策地域協議会主催による研修会を実施し、関係機関の虐待に関する知識・対応力向上を図り、虐待の早期発見、早期対応に努めます。
 - 支援が必要な家庭について関係機関によるケース会議を開催し各種事業の活用につなげ支援を行っていきます。
 - 虐待を発見した場合の通報体制の確立に努めます（管理職研修）。
 - 学校園における虐待関連の研修の推進を図ります。
 - 両親学級や新生児訪問時、乳児健診等で、揺さぶられ症候群についてや、幼児が泣き止まない時の対応等具体的な方法について指導します。
 - 子育て世代包括支援事業体制を充実します。
 - 「189（いちはやく）」の周知、SNSの活用を図っていきます。

110 教職員・保育士等に対する研修の充実

- 【施策の内容】** ○虐待の早期発見に結びつくよう、要保護児童対策地域協議会において、保育所・幼稚園、小中学校・子育て支援センター職員を対象とした研修会を実施しています。
- スクールソーシャルワーカー、庁内での情報交換を定期的に行っています。
- 【今後の方向性】** ○関係諸機関と連携した研修会を実施するとともに、虐待の早期発見につながるよう研修会への参加を促します。
- スクールソーシャルワーカー、庁内の連携により家庭支援について検討を図ります。

111 養育支援訪問事業

- 【施策の内容】** ○子育てに関する悩みを抱えるなど、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・ヘルパーがその家庭を訪問し養育に関する指導などを実施し、問題の解決や負担軽減に努めています。
- 【今後の方向性】** ○実施した支援に対する評価を行い、支援方針を決定していきます。

(2) ひとり親家庭への支援

112 児童扶養手当支給

- 【施策の内容】** ○両親の離婚等により、保護者等と生計を同じくしていない児童を監護・養育している場合に、その養育者に手当を支給しています。

【実績】

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
対象者数(人)	348	355	356	340	346
受給者数(人)	348	355	356	340	346

資料：福祉グループ（各年度3月末時点）

- 【今後の方向性】** ○制度広報を図りながらひとり親家庭への支援を実施していきます。

113 母子家庭等医療費助成事業

- 【施策の内容】** ○ひとり親家庭の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、母子家庭等医療費の助成を行います。
- 【今後の方向性】** ○引き続き助成を行っていきます。

114 相談支援体制の充実

- 【施策の内容】** ○母子自立支援員、民生委員・児童委員がひとり親家庭等の相談相手となり、自立に向けて支援を行っています。
- 【今後の方向性】** ○必要に応じて研修等を行いながら現在の相談体制を維持していきます。

(3) 障がいのある子どもを持つ家庭への支援

115 障がい児通所支援事業

【施策の内容】 ○障がいのある子どもに対し、生活訓練、社会適応訓練、機能回復訓練、外来相談等の通所支援サービスを行っています。

【今後の方向性】 ○引き続きサービスを提供していきます。

116 障がいのある子どもへの各種手当の支給

【施策の内容】 ○在宅の障がいのある子どもに障害児福祉手当、特別児童扶養手当等を支給することにより、経済的負担の軽減を図っています。
(一部所得制限あり)

【実績】

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
対象者数(人)	79	84	90	103	109
受給者数(人)	79	84	90	103	109

資料：福祉グループ(各年度3月末時点)

【今後の方向性】 ○引き続き手当等を支給していきます。

117 療育事業の推進

【施策の内容】 ○発達が気になる子どもとその保護者を対象に、言語聴覚士・臨床心理士・理学療法士・作業療法士による訓練、相談等を実施することにより、発達を支援しています。

○療育事業として、各専門職と連携した取り組みはできています。

【今後の方向性】 ○他機関でのフォロー体制が整ったケースから引継終了としてケース数を調整していきます。引き継ぎ先の学校園との連携を図っていきます。

118 医療的ケアが必要な児童への支援体制の構築

【施策の内容】 ○未実施

【今後の方向性】 ○医療を要する状態にある障がい児(医療的ケア児)が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向けて取り組んでいきます。

119 関係機関の連携

【施策の内容】 ○未実施

【今後の方向性】 ○心身の状況に応じて保健・医療・障害福祉・保育・教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関が協働する総合的な支援体制の構築に向けて取り組んでいきます。

第6章 目標事業量と確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が設定するもので、播磨町においては、この教育・保育提供区域を町全域で1区域と定めます。

2. 幼児期の教育・保育の見込量と確保方策

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所、認定こども園の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

認定区分			該当施設				
認定区分	子どもの年齢	保育の必要性※	幼稚園	認可保育所	認定こども園		地域型保育
					教育	保育	
1号認定	3～5歳		○		○		
2号認定（教育）		○	○		○		
2号認定（保育）		○		○		○	
3号認定	0～2歳	○		○		○	○

※保護者の就労や病気、就学等、保育を必要とする事由に該当する場合。

(1) 3歳以上の子ども

①教育を希望する子ども

1号認定と2号認定のうち教育希望の子どもが該当します。

令和3年度(2021年度)より、蓮池保育園が幼保連携型の認定こども園に移行する予定です。それに伴い、令和3年度(2021年度)以降は幼稚園3か所、認定こども園3か所の提供体制で確保が可能となっています。なお、令和2年度(2020年度)については、認定こども園、認可保育所により不足分の確保を図ります。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
①量の 見込み	1号認定(人)	501	484	461	439	448	
	2号認定(教育希望)(人)	110	106	101	96	99	
	合計(人)	611	590	562	535	547	
②確保 の内容	確保量 (人)	幼稚園	520	520	520	520	520
		認定こども園	72	125	125	125	125
		合計	592	645	645	645	645
	箇所数	幼稚園	3	3	3	3	3
		認定こども園	2	3	3	3	3
②-①		▲19	55	83	110	98	

②保育を希望する子ども

2号認定のうち保育希望の子どもが該当します。

令和3年度(2021年度)より、蓮池保育園が幼保連携型の認定こども園に移行、認可保育所1園が新規開設する予定です。それに伴い、令和3年度(2021年度)以降は認可保育所2か所、認定こども園3か所の提供体制で確保が可能となっています。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
①量の 見込み	2号認定(保育希望)(人)	359	350	337	324	334	
②確保 の内容	確保量 (人)	認可保育所	256	196	196	196	196
		認定こども園	128	200	200	200	200
		合計	384	396	396	396	396
	箇所数	認可保育所	2	2	2	2	2
		認定こども園	2	3	3	3	3
②-①		25	46	59	72	62	

(2) 3歳未満の子ども

3号認定の子どもが該当します。

令和3年度(2021年度)より、蓮池保育園が幼保連携型の認定こども園に移行、認可保育所1園が新規開設する予定です。それに伴い、令和3年度(2021年度)以降は認可保育所2か所、認定こども園3か所、小規模保育1か所の提供体制で確保が可能となっています。

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の 見込み	3号 認定 (人)	0歳児	52	51	51	50	50
		1～2歳児	203	214	216	213	211
		合計	255	265	267	263	261
②確保 の内容	確保量 (人)	認可保育所	134	114	114	114	114
		認定こども園	120	170	170	170	170
		小規模保育	19	19	19	19	19
		合計	273	303	303	303	303
	箇所数	認可保育所	2	2	2	2	2
		認定こども園	2	3	3	3	3
		小規模保育	1	1	1	1	1
②-①			18	38	36	40	42

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

(1) 延長保育事業

現在の提供体制を維持していきます。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	(人)	131	130	126	122	122
②確保 の内容	確保量	131	130	126	122	122
	箇所数	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

(2) 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

令和2年度（2020年度）より播磨小学校第2学童保育所を開設します。それに伴い、令和2年度（2020年度）以降は9か所の提供体制で確保が可能となっています。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の 見込み	1年生	106	93	104	105	85
	2年生	88	94	82	92	93
	3年生	81	80	85	74	84
	4年生	52	54	53	57	50
	5年生	36	36	37	37	40
	6年生	23	25	25	26	25
	合計	386	382	386	391	377
②確保 の内容	確保量	465	465	465	465	465
	箇所数	9	9	9	9	9
②-①		79	83	79	74	88

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

現在の提供体制を維持していきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み（延べ日数）	51	50	49	47	47
②確保 の内容	確保量（延べ日数）	51	50	49	47
	箇所数	11	11	11	11
②－①（延べ日数）	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

現在の2か所の子育て支援センターでの提供体制を維持するとともに、低年齢児に留まらず、広く就学前児童を中心とした利用ニーズに対応できる体制の維持に努めます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み（延べ人数）	7,188	7,366	7,312	7,161	7,010
②確保 の内容	確保量（延べ人数）	7,188	7,366	7,312	7,161
	箇所数	2	2	2	2
②－①（延べ人数）	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

ア) 幼稚園型

令和3年度（2021年度）より幼保連携型の認定こども園が1園開設されます。それに伴い、令和3年度（2021年度）以降は公立、私立合わせて6か所の提供体制で確保が可能となっています。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の 見込み	1号認定（延べ人数）	7,602	7,350	6,999	6,663
	2号認定（延べ人数）	237	229	218	208
	合計（延べ人数）	7,839	7,579	7,217	6,871
②確保 の内容	確保量（延べ人数）	7,839	7,579	7,217	6,871
	箇所数	公立	3	3	3
		私立	2	3	3
②－①（延べ人数）	0	0	0	0	0

イ) 幼稚園型以外

現在の提供体制を維持していくとともに、ファミリー・サポート・センター事業においても確保を図っていきます。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(延べ人数)		868	870	847	815	813
②確保 の内容	確保量(延べ人数)	868	870	847	815	813
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①(延べ人数)		0	0	0	0	0

(6) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

現在の提供体制を維持していきます。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(延べ人数)		56	56	52	49	49
②確保 の内容	確保量(延べ人数)	56	56	52	49	49
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①(延べ人数)		0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

現在の提供体制を維持していきます。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の 見込み	就学前(延べ人数)	133	135	112	80	78
	低学年(延べ人数)	120	116	117	115	112
	高学年(延べ人数)	42	43	43	44	42
②確保 の内容	確保量(延べ人数)	295	294	272	239	232
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①(延べ人数)		0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

現在の提供体制を維持していきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(箇所数)	2	2	2	2	2
②確保の内容(箇所数)	2	2	2	2	2
②-①(箇所数)	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査

現在の提供体制を維持していきます。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の 見込み	受診人数(≒0歳児数)	269	264	259	254	248
	受診人数(延べ人数)	3,195	3,136	3,076	3,017	2,946
②確保 の内容	確保量(延べ人数)	3,195	3,136	3,076	3,017	2,946
	箇所数	3	3	3	3	3
②-①(延べ人数)		0	0	0	0	0

(10) 乳幼児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

現在の提供体制を維持していきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(人)	269	264	259	254	248
②確保の内容(人)	269	264	259	254	248
②-①(人)	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業

現在の提供体制を維持していきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(家庭)	3	3	3	3	3
②確保の内容(家庭)	3	3	3	3	3
②-①(家庭)	0	0	0	0	0

(12) 学童保育及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施について

放課後子ども総合プランの具体化に向けた運営委員会を学校、PTA、学童、行政、地域それぞれの関係者を構成員として開催し、学童保育及び放課後子ども教室の一体的又は連携による充実した放課後支援対策を検討していきます。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
確保の内容(箇所)	一体型	2	2	2	2	2
	連携型	2	2	2	2	2

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業について、引き続き実施していきます。

(14) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業について、今後必要に応じて検討していきます。

第7章 計画の推進に向けて

1. 庁内推進体制の充実

本計画は、播磨町における子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための指針となるものであり、計画に含まれる分野は、保健、医療、福祉をはじめ、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたっています。本計画を総合的かつ効果的に推進していくため、福祉グループが中心となり、各関係部局と協力・連携を図りながら、全庁的に取り組みを推進していきます。

2. 地域・関係機関との連携

少子化や核家族化などが進む中、子育て家庭が孤立することがないよう、地域全体で子どもを見守り育てていくために、子育ての当事者や子育てにかかわる関係機関との一層の連携を図っていくことが大切です。行政をはじめ、各関係者や関係機関間での情報交換や連携の強化に努めるとともに、保育士、教諭などの専門職だけでなく、地域の子育てサークルなどについても人材の確保・育成に努め、子ども・子育て支援にかかる取り組みを推進していきます。

3. 計画の広報と情報提供

本計画における施策を推進し、本計画で掲げた基本理念を達成するためには、本計画を広く周知させる必要があります。そのため、町のホームページ、広報紙等さまざまな媒体を活用し、本計画の周知に努めるとともに、本計画に基づく各種施策やサービス、相談窓口等に関して、わかりやすい情報提供を行っていきます。

4. 計画の進行管理

福祉グループが事務局となり計画の推進状況を定期的に把握します。また、本計画の総合的な評価指標として以下の目標値を設定します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じて本計画の施策の見直し・改善を図り、本計画の円滑な推進に努めます。

指標	第一期 平成 25 年度 (2013 年度)	現状 平成 30 年度 (2018 年度)	目標 令和 5 年度 (2023 年度)
子どもを育てる場所を自由に選べるとしたら、今後も播磨町で子どもを育てたい割合	87.9%	89.2%	90.0%
お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度がやや高い・高い割合	33.5%	45.4%	50.0%

(播磨町子ども・子育てに関するアンケート調査 就学前児童・就学児童合算)

資料編

1. 計画策定の過程

年	月日	内容
平成 31 年 (2019 年)	1 月 11 日 ～ 1 月 25 日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
	2 月 28 日	平成 30 年度 (2018 年度) 第 2 回播磨町子ども・子育て会議 ・第二期子ども・子育て支援事業計画に向けたアンケート調査の実施について ・平成 31 年度 (2019 年度) 全体スケジュール (案) について ・出席委員による播磨町の子ども・子育て支援に関する意見交換
令和元年 (2019 年)	7 月 1 日	令和元年度 (2019 年度) 第 1 回播磨町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の 30 年度評価 ・目標事業量と確保方策 令和元年度 (2019 年度) 進捗状況について ・第二期計画概要及び統計データの説明について ・第二期計画における量の見込みについて
	9 月 5 日	令和元年度 (2019 年度) 第 2 回播磨町子ども・子育て会議 ・第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画骨子案について ・前期計画の評価について ・計画の基本的な考え方について ・目標事業量と確保方策について ・小規模保育事業所に関する設置認可及び定員確認について
	12 月 9 日	令和元年度 (2019 年度) 第 3 回播磨町子ども・子育て会議 ・施策の展開について ・目標事業量と確保方策について ・パブリックコメントの実施について
令和 2 年 (2020 年)	3 月 9 日	令和元年度 (2019 年度) 第 4 回播磨町子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について ・第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画の承認について

2. 播磨町子ども・子育て会議条例

平成25年9月3日条例第13号

播磨町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、播磨町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの教育・福祉・保健に関する事業の関係者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (7) 前6号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総括し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長が必要であると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌するグループにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	〃	8,500
-------------	---	-------

3. 播磨町子ども・子育て会議委員名簿

■平成30年度（2018年度）

所属団体	役職名等	委員名
播磨町連合PTA協議会	会長	浅野 隆裕
播磨町五学童父母会連絡会	相談役	早野 智夫
住友精化株式会社	総務人事室グループリーダー	片澤 寿朗
播磨町労働者福祉協議会		藤原 秀人
播磨町保育施設長会	キューピットこども園園長	堀井 桂子
播磨町子育て支援センター	ニコニコの森クラブ代表	長坂 香世子
播磨町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	藤澤 小百合
播磨町自治会連合会		西口 泰平
播磨町社会福祉協議会	会長	近藤 龍樹
播磨町子育て支援センター		西山 陽子
加古川医師会	くろだ小児科	黒田 英造
播磨町教育委員会	蓮池幼稚園園長	富山 智子
播磨町教育委員会	播磨小学校校長	平郡 秀幸
播磨町教育委員会	播磨南中学校校長	藤原 正純
播磨町教育委員会	学校教育グループ統括	藤原 由香
播磨町教育委員会	生涯学習グループ統括	高砂 幸伸
播磨町	すこやか環境グループ統括	西田 恭一
兵庫大学生涯福祉学部こども福祉学科	准教授	澤田 真弓
公募委員		荒谷 ふみ子
公募委員		平岡 尚子

■平成 31 年度／令和元年度（2019 年度）

所属団体	役職名等	委員名
播磨町連合 P T A 協議会	会長	高木 利浩
播磨町五学童父母会連絡会	相談役	早野 智夫
住友精化株式会社	総務人事室グループリーダー	片澤 寿朗
播磨町労働者福祉協議会		藤原 秀人
播磨町保育施設長会	キューピットこども園園長	堀井 桂子
播磨町子育て支援センター	ニコニコの森クラブ代表	長坂 香世子
播磨町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	藤澤 小百合 (令和元年(2019年) 12月8日退任)
		松本 五子 (令和元年(2019年) 12月9日就任)
播磨町自治会連合会		石田 勲
播磨町社会福祉協議会	会長	近藤 龍樹
播磨町子育て支援センター		西山 陽子
加古川医師会	くろだ小児科	黒田 英造
播磨町教育委員会	播磨幼稚園園長	久保 朋子
播磨町教育委員会	播磨南小学校校長	中西 治
播磨町教育委員会	播磨南中学校校長	藤原 正純
播磨町教育委員会	学校教育グループ統括	西野 直樹
播磨町教育委員会	生涯学習グループ統括	西田 恭一
播磨町	すこやか環境グループ統括	上田 淳子
兵庫大学生涯福祉学部こども福祉学科	准教授	澤田 真弓
公募委員		荒谷 ふみ子
公募委員		平岡 尚子

4. 用語集

ここでは、本計画で使用している用語に対する説明を記載しています。

	用語	説明
あ	育児休業給付	子どもが原則1歳(保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6か月)になるまで、子どもを養育するための育児休業を取得し、育児休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に、ハローワークへの支給申請により支給されるもの。
	エジンバラ産後うつ病質問票	出産後、ホルモンバランスが不安定になることで起こりやすい産後うつ病のスクリーニング票。10個の質問に母親が自分で回答する。
か	教育・保育施設	認定こども園法に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、児童福祉法に規定する保育所を指す。
	こ食	生活環境や食生活の変化に伴い、家族が揃って食事をとることが少なくなった現代にみられる食事形態。主に以下の9つを指す。 ① 孤食 子ども一人でとる孤独な食事 ② 固食 好きなものだけ食べる ③ 個食 家族それぞれ、バラバラなものを食べる ④ 子食 子どもだけで食べる ⑤ 小食 食欲がなく、少しの量しか食べない ⑥ 戸食 外食ばかりの食事 ⑦ 粉食 パンや麺類など、粉物が中心である ⑧ 濃食 味の濃い物ばかり食べる ⑨ 虚食 朝、食欲がない、何も食べない
	子育てコンシェルジュ	保育を希望する保護者のニーズを聞き、そのニーズに応じた支援を、保護者自らが適切に選択できるよう助言・情報提供するスタッフ。
	子ども・子育て支援法	子どもを産み、育てやすい社会の創設を目的とした法律で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などが規定されている。

さ	小児二次救急医療	入院を要する小児救急医療のこと。
	スクールカウンセラー	児童・生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。不登校や問題行動に悩む児童・生徒に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、教職員や保護者に対する助言・援助を行う。
	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職。
	性的マイノリティ	同性愛者、性同一性障害、両性愛者（LGBT）等の性的少数者のこと。
た	多文化共生サポーター	日本語指導が必要な外国人児童・生徒の日本語と母語によるコミュニケーションの円滑化、心の安定、授業中の学習支援、日本と母国の文化の架け橋など、さまざまな支援を行う人。
	デートDV	交際中のカップル間に起こるDVのこと。
	特別支援教育コーディネーター	校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図る人。
	トライやるアクション	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業で培われた地域の教育力を活用し、地域の後継者である生徒が地域の良さやふるさとの恵みにふれることができるよう、土日や長期休暇等を利用して、既存の地域行事の一部や新たな行事を中学生が企画し主体的に運営するなどの実践的な取り組み。
	トライやる・ウィーク	心身ともに大きく成長する時期にある中学生が、主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高め、他者と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力などを育成する兵庫県内の取り組み。
な	ノーマライゼーション	障がい者や、高齢者などを特別な人と見るのではなく、ほかの人々とともに等しく生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）だという、福祉のすべての領域に共通する基本的な考え方。

は	バリアフリー	言葉の意味は「障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること」。現在では、障がいのある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられている。
	はりますくすくベビーフェスタ	親子が一緒に楽しみ、保護者が心身ともにリフレッシュできる場と、専門職による相談・施設やサービスの紹介等を行い、保護者が必要な情報を得ることができる場を提供する一体型イベント。
	東はりま地域子育てネットワーク交流大会	東播磨地域において、地域ぐるみで子育て支援に取り組む気運を高め、地域での子育て支援活動の充実や支援者の裾野の拡充を図ることを目的とした、各種女性団体の連携協力により開催される交流大会。
	保険料免除	子どもが3歳になるまでの育児休業等(法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置)の期間について、健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組み。
ま	メンタルフレンド	児童相談所がひきこもり、不登校などの子どもに対して、家庭訪問等を通じてその子どもとふれあい、相談にのるなど心の友となる人を派遣し、子どもの健全な育成を援助するもの。
や	ユニバーサルデザイン	言葉の意味は「すべての人のためのデザイン」。年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人にとって使いやすいように、製品・情報・環境をデザインすることをいう。
ら	両親学級	播磨町すこやか環境グループが開催している、赤ちゃんの誕生を心待ちにしている母親、父親が出産・子育てについて学ぶ教室。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
	わくわくオーケストラ	兵庫県立芸術文化センターで行われている兵庫県の学校行事。兵庫県内の中学校1年生にクラシック音楽を楽しんでもらうことを目的として実施している。

英数	ALT	Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人のこと。
	189（いちはやく）	児童相談所虐待対応ダイヤル。虐待等が疑われる時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。

第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画

播磨町 福祉グループ

発行年月：令和2年（2020年）3月

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5-30

TEL：079-435-0355（代表）

FAX：079-435-0831

HP アドレス：<http://www.town.harima.lg.jp>